平成22年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成22年9月7日(火曜日)

議事日程 第1号

平成22年9月7日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 報告第 4号 平成21年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 6 報告第 5号 平成21年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 7 報告第 6号 平成21年度財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 8 認定第 1号 平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 6号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 日程第14 認定第 7号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 8号 平成21年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 報告第 7号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 8号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第40号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第41号 玉村町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第42号 玉村町母子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例の一部改正について
- 日程第22 議案第43号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化 に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改 正について
- 日程第23 議案第44号 平成22年度玉村町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第45号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第25 議案第46号 平成22年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第26 議案第47号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第27 議案第48号 平成22年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第28 議案第49号 玉村町土地開発公社定款の一部改正について

日程第29 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

1番 笠原則孝 君 2番 石 内 國 雄 君 3番 原 幹 雄 君 4番 柳 沢 浩一 君 井 5番 齊藤 嘉和 君 6番 筑 あけみ 君 7番 久仁子 榮 一 君 備前島 君 8番 島 田 9番 町 田 宗宏 君 10番 媏 和 君 Ш 宏 安 男 橋 11番 \blacksquare 君 12番 茂 樹 君 村 髙 武志 13番 浅 見 君 14番 石川 眞 男 君 15番 三 友 美惠子 君 16番 宇津木 治 宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

툱 井 孝 道 君 貫 副 町 長 横堀 憲司 君 教 育 長 新 井 道憲 君 総務課長 重 \blacksquare 正 典 君 税務課長 井 淳 君 健康福祉課長 新 松 本 恭 明 君 子ども育成課長 君 筑 井 俊 光 君 住 民 課 長 井 野 成 美 生活環境安全 橋 雅 之 君 高 経済産業課長 井 弘仁 君 高 長 都市建設課長 横 堀 徳 幸 弘 寿 君 上下水道課長 原 君 会計管理者 訓 君 学校教育課長 俊 秀 君 小 林 大 島 兼会計課長 生涯学習課長 川端 秀信君

事務局職員出席者

議会事務局長 佐藤千尋 庶務係長兼 石関清貴

主 査 関 根 聡 子

○議長あいさつ

議長(宇津木治宣君) おはようございます。平成22年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、決算議会とも言うべき9月議会を迎えたわけでありますが、審議結果が新年度予算に 反映され、またあすの玉村町のまちづくりの一助となる意義ある議会であります。

さて、今定例会には平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定にかかわる議案や、玉村町税条例等の一部改正・補正予算案など重要な議案が町長から後ほど提案されます。また、監査委員より玉村町健全化判断比率及び資金不足比率の意見書の報告など、ますます住民の負託を受けた議会議員としてあらゆる角度から慎重なる質問や質疑を行っていただき、スムーズな議事運営に当たられ、適正にして妥当な審議結果が得られますよう願うものであります。

今回は、一般質問の通告が8名の議員からなされておりますが、活発な議論が交わされるものと期待するところであります。

今年の夏は、猛暑の日が続き、熱中症による事故も多発しております。また、ふるさとまつり開催 のときにはゲリラ豪雨もあり、近年にはない浸水騒ぎとなりました。不安定な天候に悩まされた夏で もあります。議員並びに町長をはじめ執行各位には、残暑厳しき折、体調に十分留意され、今定例会 に臨んでいただくようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

○開会・開議

午前9時1分開会・開議

議長(宇津木治宣君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、 これより平成22年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長(宇津木治宣君) 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。6月から8月までの報告は、お手元に配付したとおりであります。

次に、議員派遣終了報告書が提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長(宇津木治宣君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、15番三友美惠子議員、1番笠原則孝議員の両名を指名いたします。

〇日程第3 会期の決定

議長(宇津木治宣君) 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月30日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、 議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長(齊藤嘉和君) おはようございます。平成22年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月30日、午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月16日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は報告5件、認定9件、議案10件の24議案を予定しております。概要につきましては、本日は各委員長より閉会中における所管事務調査報告があります。続いて、町長より報告第4号から報告第6号までの3件について一括報告があります。次に、認定第1号から認定第9号までの9議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行います。決算特別委員会を設置し、付託を行います。次に、報告第7号及び報告第8号の一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。次に、議案第40号から議案第49号までの10議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は4人です。本会議終了後、 決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程3日目は、総務常任委員会と経済建設常任委員会が開催されます。

日程4日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程5日目と6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目と8日目は、決算特別委員会が開催されます。

日程9日目は、事務整理日のため休会とします。

日程10日目は、最終日とし、午前10時から全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後2時開議、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの9議案について委員

長の報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及 び閉会中の所管事務調査の申し出、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長(宇津木治宣君) 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成22年玉村町議会第3回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から9月16日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間と決定いたしました。

〇日程第4 閉会中における所管事務調査報告

議長(宇津木治宣君) 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

[総務常任委員長 筑井あけみ君登壇]

総務常任委員長(筑井あけみ君) おはようございます。総務常任委員長の筑井あけみでございま す。総務常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。 日時、平成22年8月10日火曜日、午後2時から午後4時7分まで、全員協議会室におきまして。 調査事項は、防災行政無線の仕組みについて。生活環境安全課の高橋課長、消防防災係長の宇津木係 長のほうから説明を受けました。

調査経過につきましては、お手元に示したとおりでございますが、この防災無線事業につきましては、過去においても総務常任委員会で何度も調査をしてきているものであります。今年度いよいよ整備工事ということで、平成22年度の第1期工事に入ってまいります。その工事に入る前に総務といたしましては、この防災無線の多額な工事事業をどのように取り組んでいくのかというところを委員会として調査いたしました。

国においては、昭和34年のころからの伊勢湾台風や新潟地震、それから十勝沖地震というような 災害を経て、消防防災無線及び都道府県の防災行政無線の整備が必要だということからスタートし、 現在では全市町村中、同報系無線の整備は76%、移動系防災無線について85%という整備ができ ております。そのような国においての中に、当町においてもデジタル化への対応を国が進めている中で、今回玉村町でデジタル移動系防災行政無線整備計画を打ち出しました。

事業内容は、基本設計を平成19年度、実施設計は21年度、本年度に整備工事ということで、いよいよ入ってまいります。この設計の契約者は、横浜に事務所を置かれております無線放送設計事務所でございます。

整備工事の中のデジタル移動通信システムにおきまして、周波数を260メガヘルツ、基地局整備として役場内に統制局整備を設置し、車載型を20台、携帯型を30台というような整備を計画しているようです。遠隔制御装置を消防署に設置し、車載型無線、携帯型無線を整備し、瞬時に災害のときに現場との連絡がとれるような体制をとっていきたいというのが目的のようでございます。

第2工期としまして、平成23年度以降に同報系の整備を検討しているようでございます。連絡手段としまして、移動系、同報系と両方備えれば最高なのかもしれませんが、これもまた課題になるのではないかというふうに感じました。

考察といたしましては、防災行政無線についてはいろいろな問題があると思われるが、設置を先送りすれば問題が解決するわけではありません。仕様書や運用について研究、精査しつつ、問題点を解決修正し、今年度の設置に向け確固たる無線システムの確立を目指してほしいと思います。

以上で委員会の調査報告といたします。

議長(宇津木治宣君) 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長(島田榮一君) 経済建設常任委員長の島田榮一でございます。閉会中の経済 建設常任委員会所管事務調査を報告いたします。朗読をしながら報告にかえさせていただきます。

日時は、平成22年8月10日火曜日、午前9時30分から午前11時14分、場所は全協室。調査事項、1つとして、群馬県開発審査会提案基準5(産業振興市町村内工場)の運用にかかる産業振興市町村の指定の経緯と今後の取り組みについて、担当は都市建設課でございます。2番目として、玉村町の農業の現状について、これは担当は経済産業課であります。出席委員は、経済建設常任委員全員と、宇津木議長でありました。出席職員につきましては、局長以下、事務局の職員全員でございます。説明者は、都市建設課の横堀課長、都市計画の武士係長であります。

調査経過でありますが、1として、群馬県開発審査会提案基準5(産業振興市町村内工場)の運用にかかる産業振興市町村の指定の経緯と今後の取り組みについて。産業振興市町村内工場とはどういうものであるか。市街化調整区域内であっても、技術先端型業種の工場または研究所であって、基準を満たせば開発許可となる許可基準であります。対象業種は、開発審査会提案基準5の許可を受けた業者となっております。

群馬県開発審査会提案基準 5 (産業振興市町村内工場)。1として、申請地は産業振興市町村として指定された市町村内であること。

2として、予定建築物の用途は次のいずれかに該当する技術先端型業種の工場または研究所であること。1つとして医薬品製造業、2として通信機械器具・同関連機械器具製造業、3として電子計算機・同付属装置製造業、4として電子応用装置製造業、5として電気計測器製造業、6として電子部品・デバイス製造業、7として医療用機械器具・医療用品製造業、8として光学機械器具・レンズ製造業、9としてその他の技術先端型業種で当該市町村長の積極的要望のあるもの。

3として、工場または研究所の立地については、当該市街化区域内に適地がないと認められ、次のいずれかに該当する場合であること。ただし、当該市町村長の積極的要望があり立地がやむを得ない場合は、この限りではない。1として申請地周辺の労働力を必要とする場合、2として清浄な空気、水、景観、自然緑地等のすぐれた自然環境を必要とする場合、3として高速道路のインターチェンジ等に隣接または近接することを必要とする場合。

4として、申請地の面積は2,000平米以上5万平米未満であること。

県内の状況といたしましては、桐生市、館林市、板倉町、邑楽町についてはロケット関連企業、千代田町は特殊フィルム研究施設、精密金型工場、明和町は電子部品製造会社。指定後の動きでありますが、7月1日に産業振興市町村の指定、同日町のホームページに掲載、7月20日に町広報に掲載ということであります。

次に、玉村町の農業の現状について。米の戸別所得補償モデル対策への適切な対応、新政権の新農 政政策である米の戸別所得補償モデル対策が22年度から実施されるに当たり、町内農家の周知の徹 底を図り、新たな制度への移行に対応する。

次に、集落営農組織の法人化による経営安定と農地の利用集積推進。水田農業の経営安定を図るため、集落営農組織の法人化を進める。あわせて法人化した集落営農組織への農地の利用集積を推進し、安定した地域農業の担い手として育成する。

次に、自給率向上対策の対応とした新規需要米(WCS・米粉用米)の推進。水田の転作作物として対象となるホールクロップサイレージ(WCS)及び米粉用米の生産を推進し、水稲の生産目標の達成を図るとともに、水田経営農家の収益性向上を支援するということでございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策の計画に基づく活動の実施。対策で計画された用水路の保守点検、水田畦畔の除草管理などの地域で取り組む活動に対して、水土里ネット群馬、中部農業事務所とともに連携して支援する。

次に、直売所構想具体化のため調査研究と特産品の開発。直売所構想の実現のため、直売所等関係者(出荷者、消費者など)の意向調査や各種法令と整合性をまとめ、実現可能な直売所設置案を作成する。また、直売所に出品される特産品の検討や直売所にかかわる出品者(特に加工分野)の人材育成を図るということでございます。

それで、考察でありますが、1つ、群馬県開発審査会提案基準5(産業振興市町村内工場)の運用 にかかる産業振興市町村の指定の経緯と今後の取り組みについてでありますが、リーマンショック以 来、経済が活性化せず企業誘致と雇用の創出が求められている今日、市街化調整区域内であっても技術先進型業種の工場または研究所であって基準を満たせば、当町も開発許可されるものであります。 当町が自立していくためには、財源確保は至上命題であると認識している。町を挙げて企業誘致のためのPR活動等を行い、成果が出ることを期待する。

次に、玉村町の農業の現状について。政権が変わり、米の戸別補償モデル対策や集落営農組織の法人化等により、経営安定と農地の利用集積を推進し、安定した地域農業の担い手の育成を目指すとしている。しかし、玉村町の農業の現状を見ると、法人化された一部の組織を除き大多数の農家が65歳以上、80歳ぐらいの高齢者により農地を維持管理されて支えられている。担い手がなかなか育たないことについては、他産業に比べて収益が思うように上がらないという現状が起因していると思われる。とはいえ、他産業も大変厳しい時代になり、雇用が創出されない時代でもある。農業に活路を見出す若者が出てくるような農業政策を求めるところである。

以上をもって所管事務調査報告といたします。

議長(宇津木治宣君) 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

村田安男文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 村田安男君登壇〕

文教福祉常任委員長(村田安男君) 文教福祉常任委員会の閉会中の委員会の調査報告をさせていただきます。

8月の17日に実施しまして、調査を行いました。内容につきましては、調査項目ということで2項 掲載させていただいておりますけれども、子ども手当の支給状況、それから子宮頸がんワクチンの取 り組み状況について調査を行いました。出席者は、そこに記載のとおりでございます。

調査経過については、子ども手当の支給状況、ことしの4月から支給が開始になっているわけでございます。年に3回ということでございます。ことしの4月から支給ですから、6月支給の場合においては4月、5月分について支給をされております。これは、皆さんご案内のとおりですけれども、月1万3,000円という金額になっているわけでございます。施策内容としては、これらのことがあるわけでございますけれども、もう一つ寄附制度というものもございます。残念ながら玉村町は、申請はなさっておりますけれども、寄附は私は結構でございますよと、寄附でお願いしますという方は一人もいなかったそうでございますけれども、いずれにしましてもそういう施策内容になっております。

玉村町における支給状況、次のページをごらんいただきたいと思います。支給月は6月、8月ということで、これ8月はなぜかということですけれども、6月に支給を開始したわけでございますけれども、支給申請漏れ、こういう方が57名おりまして、8月にもこのような形で支給されたということでございます。支給金額は1億3,500万円、それから8月が103万5,000円でございま

す。

1番問題になってくるのは、高齢者の100歳以上の問題もありますけれども、申請しなかった方が72件あるそうでございます。これらについては、最後の考察の中にもありますけれども、委員会の中では各委員の中から、この72件が実際にどのような状況の中において申請をなさっていなかったか、これらについて調査をしてほしいという要望をいただいております。

それから、2項目としては子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成事業への取り組みということでご ざいます。昨年10月に認可になりまして、12月から接種が可能になったわけでございますけれど も、この状況というのは毎年数がふえているそうでございます。年間で、そこにありますように 1 万 人以上が発症し、3,000人近い人間が亡くなっているというような状況の中で、何とかならない かというようなことで、各市町村では動き始めておりますけれども、この前上毛新聞に細かく記載に なっておりましたので、ごらんになった方もあろうかと思いますけれども、とにかく現状においては、 7月から実施しているのは、そこにありますように水上町、榛東村、それから上野村、この3町村で す。それから、9月以降、これは10月以降というのは、恐らく9月の補正で諮られて、その後の対 応をなさるのだと思いますけれども、そんなような状況になっております。きょうの新聞にも出てお りますけれども、NDM1、これらの問題でワクチンの問題とか、そういうものの医療の問題、大変 敏感になってきておりますけれども、そのほかのワクチンについても県内では既にヒブワクチン、こ れはインフルエンザのb型だそうでございますけれども、こういう助成を行ったり、あるいは肺炎球 菌ワクチンの助成を行っているところも既にございます。これからやっていくというようなところも ございますけれども。いずれにしましても、医療に対する対応策というものを各行政の中で検討し、 そして執行部が取り計らっているわけでございますけれども、町民の関心が高まっているのは事実だ と思います。

例えば一番最後のページの考察の上でございますけれども、これからワクチンの公費助成をもしやった場合に、どの程度の金額がかかるかというような状況でございますけれども、これは全部ではございませんけれども、子宮頸がんワクチン、1回が1万5,000円で3回では4万5,000円から、これは最低の金額だそうです。高いところは1回2万円ぐらい取るそうですから、そういうような金額になっております。1,035万円。それからヒブワクチンが960万円、それから小児肺炎球菌ワクチンが960万円ということで、この3つを合わせて2,955万円、約3,000万円というような金額で、この内容については対応できようかということで報告をいただいております。

考察といたしましては、各委員の集約というような形でつくらせていただきましたけれども、子ども手当の支給状況については、できるだけ早くこの72件の実態調査というものを行い、本当に玉村町に住んでいるのかどうかというものも含めまして、これはどうもいろいろと聞いてみますと外国籍、国籍のない外国人の人への関係が多いというような話も聞いておりますので、その辺についても実態というものを把握して対応を願いたい。

それから、子宮頸がんワクチンについては、既に来年度の国の予算の中でもこれが盛り込まれているというような情勢が伝わってきておりますけれども、玉村町としての対応をどのようにやっていくのか。これ当然周辺市町村とのバランス等も含めまして、考えていかなくてはならないと思いますけれども、ぜひやっていただきたいということで取りまとめさせていただきました。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。 これをもちまして閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

- ○日程第5 報告第4号 平成21年度玉村町土地開発公社決算報告について
- ○日程第6 報告第5号 平成21年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- ○日程第7 報告第6号 平成21年度財団法人玉村町農業公社決算報告について

議長(宇津木治宣君) 日程第5、報告第4号 平成21年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第7、報告第6号 平成21年度財団法人玉村町農業公社決算報告についてが提出されました。

これより公社、財団に関する3件の決算報告をお願いします。 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) おはようございます。大変暑い夏でございます。ことしの夏を振り返りますと、夏を振り返りますといっても、まだ夏まっさなかみたいな感じでございますけれども、梅雨明けから全国で猛暑となりました。前橋地方気象台によりますと、県内では7月17日の梅雨明けから8月31日までの46日間で、最高気温が35度を超える猛暑日は、館林で32日、伊勢崎で26日、前橋で21日あり、県内で記録した最高気温は7月の21日と23日の館林の38.9度でございました。また、一日の最低気温が25度を上回る熱帯夜も多く、館林では30日間、伊勢崎では22日、前橋では過去最多の1995年の17日を上回る23日間だったそうでございます。

この猛暑の影響で、熱中症で救急搬送される例が全国で急増いたしました。総務省消防庁のまとめでは、5月以降8月22日までに熱中症で病院に搬送された人は4万人を超えています。また、県内でも7、8月は昨年の5倍近くの人が熱中症で病院に搬送されたそうでございます。既に9月に入りましたが、予報によりますとしばらく猛暑が続く見込みということですので、水分を小まめにとるなどして熱中症には十分注意をしていただきたいと思います。

一方、花火大会、ふるさとまつりをはじめとする夏の恒例行事が、皆様のご協力のもと盛大に開催できましたことを、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。さらに、各地区において納涼祭が活気あふれる中、行われましたことをお喜び申し上げる次第であります。

さて、本日平成22年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本

定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月16日までの10日間、24案件につきまして提案をさせていただき、ご審議をお願い申し上げるものでございます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。各案件の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成21年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げ、報告に入らせていただきます。

報告第4号 平成21年度玉村町土地開発公社決算報告について、土地開発公社理事長より平成22年5月31日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、公有地の拡大推進に関する法律に定める業務により、町より業務委託をいたしました。内容は、東部工業団地拡張事業の開発中土地におきまして、測量、用地買収及び造成工事として6億5,318万2,745円を執行いたしました。本年度決算は、収益的収支につきましては、収入2万5,436円、支出601万8,000円となり、差し引き599万2,565円の損失を計上いたしました。また、特別損失1,051万5,200円を計上したことにより、繰越準備金は2,451万8,578円となりました。資本的収支につきましては、収入7億1,000万円、これは借入金でございます。支出6億5,318万2,745円、これは東部工業団地の土地の造成事業になっております。

以上で平成21年度土地開発公社決算に係る報告といたします。

報告第5号 平成21年度財団法人玉村町文化振興財団決算報告について、財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成22年5月27日付にて報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計額5,599万4,088円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。また、補助金について、平成21年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,425万4,987円とし、既に交付した5,000万円から財団の繰越金相当額である574万5,013円の返還を受けました。

事業種別につきましては次の5種とし、鑑賞事業4本、共催事業7本、住民参加型事業1本、地域協働事業2本、助成事業3本の合計17事業であります。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

報告第6号 平成21年度財団法人玉村町農業公社決算報告につきまして説明申し上げます。財団法人玉村町農業公社理事長より、平成22年6月15日付にて報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が2,196万9,406円、当期支出合計が2,269万

593円で、当期収支差額は72万1,187円の赤字ということになりました。

主な事業内容を説明申し上げます。まず、農地貸借の仲介を行う農地保有合理化事業でございます。

玉村町の農業においては、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況に変化の兆しは見えません。そこで、集落営農組織並びに認定農業者の育成に寄与するため、この事業を推進しているところであります。その結果、平成21年度末の貸借状況は、面積ベースで対前年比5.1%増の236.8へクの貸借契約がなされております。

次に、農業機械銀行事業は、平成20年度に比べ総額で62万8,000円減の81万3,000円でございましたが、前年度購入したフレールモアーの需要は多く、遊休農地や耕作放棄地の草刈り作業に大いに活用されております。

また、農業生産物等加工販売事業ですが、平成20年度まで行われていた豆腐の製造販売にかわる 新たな事業を模索しておりました。平成21年度においては実現には至りませんでしたが、今後も引 き続き検討してまいりたいと考えております。

その他の事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございますので、 よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 以上で公社、財団に関する決算報告を終了いたします。

〇日程第	8	認定第1号	平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
〇日程第	9	認定第2号	平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
			定について
〇日程第1	0	認定第3号	平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に
			ついて
〇日程第1	1	認定第4号	平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
			認定について
〇日程第1	2	認定第5号	平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
			ついて
〇日程第1	3	認定第6号	平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳
			出決算認定について
〇日程第14	4	認定第7号	平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
			について
〇日程第1	5	認定第8号	平成21年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定につい
			τ
〇日程第1	6	認定第9号	平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定に

ついて

議長(宇津木治宣君) 日程第8、認定第1号 平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定についての9議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、認定第1号から日程第16、認定第9号までの9議案を一括議題といたします。 これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 認定第1号 平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、地方 自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、歳入総額は114億4,088万762円、歳出総額は108億9,900万9,687円でございます。

次に、決算の概要ですが、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億4,187万1,075円の 黒字でございます。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が1億586万2,128円ありますので、 実質収支は4億3,600万8,947円の黒字となり、このうち2億2,000万円を財政調整基 金へ積み立てましたので、残りの2億1,600万8,947円を翌年度へ繰り越すこととさせてい ただきました。

さて、当町の平成21年度決算における財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、依然として高率を示しておりますが、前年度に比べ2.6%改善し93.9%となりました。その他の指標につきましては、財政力指数が0.01ポイント上昇し0.85、公債費負担比率が1ポイント下降し11.5%、起債制限比率は0.4ポイント下降し6.7%となり、いずれの指標も前年度に比べ改善されました。

なお、地方債残高については、平成16年度をピークに徐々に減少しておりましたが、玉村中学校 改築事業などの影響により増加に転じ、平成21年度末では93億4,154万円となりました。

歳出全体では、対前年度比12.1%増となっており、目的別では総務費が定額給付金の支給やふるさと融資資金の貸し付けなどにより57.1%増加いたしました。また、性質別では維持補修費、補助費、貸付金、投資的経費がそれぞれ増加いたしました。

一方、歳入全体では11.3%増加となりました。今年度の大きな特徴としては、町税は法人町民税の大幅な落ち込みにより全体で7.3%減少しましたが、地方交付税については前年度の法人町民税落ち込みの精算により前年対比44.9%と大幅に増加し、国庫支出金についても定額給付金や子育て応援手当、経済対策のための地域活性化・経済危機対策臨時交付金等により130.3%の大幅増加となりました。なお、財政調整基金の残高は4億2,000万円の繰り入れを行った結果24億

1,979万円となりました。

これまでに述べたように、経常収支比率につきましては危惧しているところでありますが、地方債 残高、基金保有高、財政力指数、公債費負担比率等につきましては、県内の他の団体と比較しても良 好な状態で推移をしております。

当町では、今後スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路の開通に向けたアクセス道路の整備をはじめ、老朽化した教育、福祉、環境関連施設の整備などの生活関連社会資本の整備により地方債依存度はさらに高まることが予想され、さらに少子高齢化に伴う社会保障費の増大にも対応する必要が生じております。そのため、今後の財政運営につきましては、常に社会経済情勢や国の制度改正などの動向を注視し、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

認定第2号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は33億1,332万5,127円で、歳出決算額は30億2,665万3,405円であります。まず、歳入の主なものとして、国民健康保険税は9億2,937万2,813円で、現年分の収納率は88.39%で、景気の回復が見られないこともあり、前年対比0.76%減であります。

主な医療費に対する歳入は、国の負担金として現年度一般被保険者分の療養給付費負担金4億6,095万1,724円と、支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金は2億716万2,000円であります。その他の国の負担金については、老人保健医療費拠出金分152万4,252円、介護納付金分5,907万854円、後期高齢者支援金分1億3,431万4,065円であります。また、国の補助金として、普通調整交付金が1億5,892万7,000円と特別調整交付金が4,359万3,000円であります。特別調整交付金については、退職者医療制度廃止に伴う財政影響が多大であるということで、4,323万7,000円が交付になっております。65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金が3億3,416万5,905円であります。県の支出金としての負担金、補助金については、総額で1億5,547万1,805円であります。一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など1億2,179万9,376円が繰り入れられています。また、基金繰入金は国保財政調整基金1億円を取り崩して繰り入れています。

次に、歳出では、主に保険給付費の支払いで、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて20億281万133円であります。その他、老人保健拠出金は957万8,569円、介護納付金は1億7,373万7,805円、後期高齢者支援金等については4億2,331万6,145円であります。

保健事業では、増加する医療費を抑制するため、予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、 2,433万1,851円の支出となります。特定健診については、受診者が前年度より増加しまし たが、実施計画にある目標値には達しておりません。今後も制度の周知徹底を図り、被保険者の健康 維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

実質収支額については2億8,667万1,722円で、翌年度へ繰り越しをしました。今後も的確な歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

認定第3号 平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 歳入決算額は1,177万527円で、歳出決算額は959万8,623円であります。実質収支額は217万1,904円となり、全額を翌年度へ繰り越しました。なお、繰越金については、平成20年度医療費の実績により、平成21年度で支払基金等へ精算し、残額を全額一般会計へ返還するものであります。

歳出につきましては、月おくれ分の医療費となっております。

認定第4号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1億9,093万7,170円で、歳出決算額は1億8,941万7,417円であります。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億3,563万9,000円で、現年分の収納率は99.31%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び後期高齢者医療広域連合市町村負担金として5,132万9,564円が繰り入れをされました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合市町村負担金として保険基盤安定負担金3,638万1,510円、共通経費負担金1,052万1,054円、保険料等負担金1億3,676万7,900円であります。

実質収支額については151万9,753円で、翌年度へ繰り越しました。

後期高齢者医療制度につきましては、徐々に後期高齢者の方々にご理解をいただけてきているもの と思われます。つきましては、今後もこの制度についてご理解をいただけるようきめ細やかな対応を 行っていくことにより、円滑な制度運営を図っていきたいと考えております。

認定第5号 平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は13億9,747万8,626円、歳出決算額は13億7,026万8,730円でありますので、その実質収支額は2,720万9,896円となり、同額を翌年度に繰り越します。

介護保険事業開始から10年が経過し、制度はある程度普及いたしましたが、近年の高齢化率の伸びに伴い、歳入歳出とも前年を上回りました。給付費では、地域密着型サービス、支援1、2の方が対象の要支援サービス費の伸びが著しく、福祉用具購入費、住宅改修費も伸びております。また、地域支援事業では、平成19年度まで老人保健法の基本健診で行っていた生活機能評価が、平成20年

度から高齢者医療確保法の特定健診と同時に、介護保険法の特定高齢者把握事業として実施することとなり、平成21年度は1,049万3,531円の支出となっております。

今後も適正な介護給付に努め、より信頼される制度として事業運営が行われるよう推進していきた いと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

認定第6号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案 理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は985万9,601円、歳出決算額は985万9,601円となります。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成21年度で4年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

認定第7号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は11億6,792万3,895円で、歳出決算額は11億1,429万2,179円であります。平成21年度に実施した下水道整備は、公共、特環合わせて施工延長は4,401メートルで、面積は8.9ヘクタールでございます。下水道普及率は59.3%となっております。

歳入の主なものとして、受益者負担金は4,167万4,000円、下水道使用料は2億2,738万5,570円であります。国庫補助金については1億4,732万4,000円となっております。 一般会計からは3億3,400万円が繰り入れられました。繰越金は5,134万9,008円、下水道事業債は公共、特環、流域を合わせて3億5,825万1,500円であります。

次に、歳出は、下水道費 6 億 5 , 7 9 0 万 8 , 1 8 3 円で、公債費は元金、利子償還金合わせて 4 億 5 , 6 3 8 万 3 , 9 9 6 円であります。実施した主な事業は、維持管理では通年の管渠清掃及び隔月のマンホールポンプ清掃を行い、平成 1 5 年度から継続事業のテレビカメラによる管路内調査を実施しました。調査は、古い管の状態や不明水及び誤接続について調べるもので、樋越、藤川及び飯塚地区内の約 2 キロメートルを実施し、その結果、管渠内に堆積した土砂 2 . 7 6 立方メートルを処分いたしました。

公共下水道建設事業、これは汚水です。では、板井地区及び福島地区を整備しました。また、雨水幹線整備事業につきましては、平成19年度から上新田地区内、これは蛭堀でございます。蛭堀の改修工事を、平成20年から上飯島地区内、これは町道217号線の排水路設置工事を継続し、新規事業としては下新田地区内、これは斉田・上之手線の排水路設置を行っております。特環公共下水道建設事業では、斎田地区及び角渕地区を整備いたしました。今後も計画的に整備を進め、的確な歳入の確保と効率的な運営を図りたいと考えております。

認定第8号 平成21年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億9,069万5,390円で、その主なものは給水収益等の営業収益で5億8,711万5,820円でございます。また、支出総額は5億3,786万8,019円で、その主なものは営業費用の4億5,962万6,160円と営業外費用の企業債利子6,381万9,149円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1,650万6,000円で、全額が加入者 負担金でございます。また、支出総額は1億6,649万4,565円で、その主なものは建設改良 費の4,714万6,000円と企業債償還金の1億1,608万7,975円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億4,998万8,565円は、当年度分消費税資本的収支 調整額145万9,047円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,594万9,451円並びに過 年度分損益勘定留保資金1,258万67円で補てんをしたものでございます。

なお、今後も安心して安全に利用することのできる水を将来に向けて継続して供給できるよう維持 管理に努めるとともに、経費の節減等により効率的な水道事業の経営を行ってまいります。

認定第9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。農業共済事業につきましては、ご案内のとおり本年4月1日から群馬県農業共済組合として一本化されたことで、平成21年度決算が玉村町農業共済事業としての最終年度ということになります。まず、共済事業引き受け実績の農作物共済では、水稲が4万1,010アール、農家負担掛金56万8,000円であり、22年産麦は5万2,234アール、農家負担掛金は513万3,000円でございます。

次に、家畜共済では、引き受け頭数494頭、農家負担掛金は433万3,000円であります。また、園芸施設共済では引き受け棟数189棟、農家負担掛金は94万1,000円であります。

被害関係の支払い共済金につきましては、農作物共済の水稲では3万4,000円、21年産麦で389万1,000円の支払い、家畜共済では657万1,000円、園芸施設共済では26万2,000円であります。全事業におきまして、前年度を大きく下回っている状況でございます。

また、農作物の損害防止事業につきましては総額111万4,000円を各事業会計に負担して損害防止に努めております。無事戻し金は、農作物共済、これは水稲と麦でございます。園芸施設の各事業において実施し、支払総額は65万7,000円となり、農家負担の軽減を図ってまいりました。

以上が玉村町農業共済事業決算の概要でありますが、本年4月1日より農業共済事業は群馬県農業 共済組合として県下一本化になったわけでございます。これからも農家が相互扶助制度である農業災 害補償制度の趣旨を引き続き理解してもらえるような努力をするとともに、農家のサービス低下を招 かないようにしていきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上が平成21年度の一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月16日から8月3日までの間、監査委員さんに決算審査をしていただき、その審査意見書が提出されており

ますので、監査委員さんの意見書を付して議会の認定を賜りたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等 の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきと思います。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 提案説明を終了いたします。

次に、認定第1号 平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定についてには監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 重田正典君登壇〕

総務課長(重田正典君) それでは、川野、髙橋、両監査委員から提出されました平成21年度玉村町歳入歳出決算審査意見書のポイントのみを朗読させていただきます。2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、審査対象でございます。1、一般会計、(1)、平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算、(2)、上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。2、特別会計、(1)、平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、(2)、平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算、(3)、平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、(4)、平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算、(5)、平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算、(6)、平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算、(7)、上記6会計の決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。3、基金運用状況、(1)、平成21年度玉村町土地開発基金運用状況、(2)、平成21年度玉村町国民健康保険マタニティ基金運用状況。4、事業会計、(1)、平成21年度玉村町水道事業会計決算、(2)、平成21年度玉村町農業共済事業会計決算、(3)、上記2事業会計の決算に関する証書類、事業報告書、収益・費用明細書、企業債明細書及び固定資産明細書です。

次に、3ページの下のほうに移らせていただきます。審査結果。審査に付された各会計の決算書は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は会計管理者及び各課、局、所等が保管する関係帳票と照合し確認を行った結果、一致し適正に処理されていることを確認した。歳入歳出差し引き残高は適正に処理されていることを確認した。なお、各会計別の審査の内容は以下に記載するとおりである。

次に、5ページをお願いいたします。5ページの中ほどでございます。実質審査事項を朗読させて

いただきます。(1)、前年度の定期監査及び随時監査並びに例月出納検査や決算審査時において措置を求めた事項については、おおむね改善されていると認められるが、改善が不十分なものも一部見受けられるため、それらは今後も引き続き改善に取り組まれたい。

- (2)、予算の執行は計画的かつ効率的に行われたか、事務処理は適正な権限者が行い、その手続は適正か、また歳入歳出外現金の取り扱いは適正かどうかについて審査した。おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。平成21年度決算における50万円以上の不用額が生じている科目及び支出がない科目についても審査した。50万円以上の不用額の主な原因は、節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものが主な要因であり、やむを得ないものと認められた。しかし、各種検診事業等(女性特有のがん検診事業、こうのとり助成事業、妊婦健康診査支援事業等)において不用額が多く認められた。これは、当初想定した受診率よりも実際の受診率が低かったことが原因であると思われるが、検診は住民の健康や生命を守るためにも重要であることから、さらなる事業の周知徹底を図り、受診の向上に努められたい。また、各施設において需用費の不用額が多く認められたが、エコアクション21の取り組み成果により、光熱水費や消耗品費等の節約が図られたことが要因の一つであると思われる。今後とも趣旨を十分認識し、限りある資源の有効活用に取り組むとともに、経費の節減が住民サービスの低下とならないよう予算の適切な執行に配慮されたい。
- (3)、補助金の実績報告書を審査した結果、各団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金等の残額についても町への繰り戻しが図られており、補助金の有効活用が図られていると認められた。平成21年度において町から補助金等を支出した事業の数は147事業で、決算金額では8億5,712万3,000円となっており、前年度と比較すると決算額ベースで6億545万9,000円の大幅増加となっている。これは、定額給付金事業として5億5,903万6,000円、子育て応援特別手当事業として1,994万4,000円を支給したこと等が主な要因であった。今後とも補助金本来の趣旨を十分認識し、適正な運営が図られるよう要望する。
- (4)、不納欠損処分については、地方税法や関係法令等に基づき事務処理されており、おおむね適正に処理されていると認められた。税の公平性、公正性を遵守し、効率的な滞納整理と適切な不納欠損処理を行うとともに、今後とも収納率の向上に取り組まれたい。平成21年度における未収金の不納欠損額は、町税5,476万1,104円、国民健康保険税3,554万6,956円、介護保険料201万6,300円、下水道受益者負担金37万7,400円、下水道使用料71万5,820円、水道料金164万410円であった。町営住宅使用料については平成21年度の未収金208万6,900円(前年度261万1,400円)、滞納繰り越し分793万4,100円(前年度688万200円)、合計1,002万1,000円(前年度949万1,600円)となっている。町営住宅使用料の不納欠損基準については、平成22年4月1日付で玉村町営住宅使用料の不納欠損基準が制定されていることを確認した。今後この基準を施行するに当たり、一部現実にそぐわない部分も見受けられるため、見直しを含め現実に即した基準となるよう再検討し、適正な不納欠損処理が行われ

るよう努められたい。不納欠損処理については、明確な基準を設けるなど、適正に処理されていると認められたが、今後ともそれぞれの該当法令に基づき公平、公正性の観点から漫然と不納欠損処理をすることなく、本当にやむを得ないもののみを不納欠損するよう心がけてほしい。また、滞納者への差し押さえや医療費等の給付制限は制度上、あるいは公平、公正性の観点からやむを得ない面もあるが、生命にかかわる事柄については一律に行うのではなく、滞納者の実情を十分調査することにより、慎重な対応に努められたい。

- (5)、分担金及び負担金、使用料及び手数料の納入処理について審査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、保育所の一時保育料等の収納事務については会計課の3連複写の領収書を使用するとともに、領収した保育料等については施設に現金を置いたままにすることのないよう、速やかに町会計に納入するなどの適正な公金の取り扱いに努められたい。また、文化センター等における施設の貸し館業務等については、使用料の収納事務の透明性を確保するためにも収入伝票に発行した領収書番号や内容、件数等の明記をするとともに、常に使用状況の集計を行うなど、施設使用状況の把握に努められたい。
- (6)、各小中学校において消耗品等で共通するものについては、経費の節減及び事務の効率化を 図るためにも、できる限り一括購入するよう努められたい。また、各小学校においては子供たちが楽 しく遊びながら町の歴史や文化を学べるよう「たまむら歌留多」を新入小学生に配付しているが、今 後さらなる利活用を検討するとともに、その利用効果についても検証するよう要望する。
- (7)、本町では出生記念品事業として、新生児の心身健やかな成長を願い、出生届の際に図書カードを記念品として贈呈しているが、年度末に残ったカードは翌年度に繰り越されていた。このカードは金券と同様に扱うことができるため、その購入数、配付数、在庫数等を常に把握するとともに、定期的に確認を行うなど管理体制の徹底強化に努められたい。
- (8)、犬の登録や狂犬病予防注射については、狂犬病予防法により適正に処理されているものと認められた。これは、犬の所有者に義務づけられているものであるが、狂犬病の発生と蔓延を防止するためにも今後とも保健福祉事務所と連携し、法律の周知徹底を図るとともに、登録と注射の実施率の向上に努められたい。
- (9)、財産管理事務の審査として、現金預金の残高、基金残高の審査、土地、建物の処分状況調書並びに土地、建物の貸し付け、または借り入れ調書に基づき担当職員より説明を求めた。おおむね適正かつ効率的に処理が行われているものと認められた。もと飯倉駐在所敷地については、平成21年度末で群馬県警との賃貸借の契約が終了し、引き続き平成22年度から5年間の賃貸借契約が締結されていた。この土地は、現在警察官舎として使用されており、直接警察業務には使用されていない。この付近には保育所や児童館、海洋センター等の公共施設が集中しており、駐車場も不足ぎみであることから、5年後の賃貸借契約期間が終了する際には、より効率的な土地活用が図られるよう検討することを要望する。また、社団法人群馬県畜産協会の出捐金については、出資による権利から減額さ

れていたが、今後減額する際には担当課が明確な根拠を持って事務処理を行うよう留意されたい。

次に、14ページをお願いいたします。14ページの上から9行目ですか、まとめを読ませていただきます。次に、平成21年度における玉村町の決算状況は、歳入面では町税、各種交付金が減少したため自主財源は減少したが、地方消費税交付金、地方交付税、地方特別交付金、国庫支出金、地方債が増加し、総額では114億4,088万1,000円(前年度102億7,743万2,000円)で、前年度に比べ11億6,344万9,000円増加(11.3%増)となった。歳出面では、人件費、公債費、積立金は減少したが、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、貸付金、繰出金、投資的経費が増加したことにより、総額では108億9,901万円(前年度97億2,156万4,000円)で、前年度に比べ11億7,744万6,000円増加(2.1%増)となった。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.9%(前年度96.5%)と前年度に比べ2.6ポイント改善したものの、依然として高率を示している。また、4年連続で減少していた地方債現在高も当年度は増加に転じ、財政調整基金をはじめとする積立金残高においても2年連続して減少した。さらに、今後はスマートインターチェンジや広幹道の開通に向けたアクセス道の整備をはじめ、老朽化した教育、福祉、環境関連施設の整備等により地方債依存度はますます高まると予想されている。

人口については、平成15年度までは増加していたが、平成16年度以降はわずかであるが減少が続いている。また、年齢別では生産年齢人口割合が高く、老齢人口割合が低いなど、県内では比較的少子高齢化が進んでいない自治体であるが、少子高齢化は着実に進行しつつあるため、今後の財政に及ぼす影響が懸念されるところである。こうした情勢の中、国や各自治体においては各種の経済危機対策を実施しているが、不透明な経済情勢は今後とも続くと考えられ、企業部門、家計部門においてはますます厳しい情勢が続くと思われる。よって、歳入面については収納率向上や人口増加対策の自主財源確保のため政策の推進によって今後とも一層の努力と創意工夫を望むものである。また、歳出面においても引き続き行財政改革に取り組むとともに、厳しい財政状況下における限られた貴重な財源であることの認識を常に持ち、適正で効率的な予算執行に取り組まれたい。

なお、当町の今後の行政運営については、住民目線に立ち、さらなる住民福祉の向上と行政サービスの充実に主眼を置いた子育てしやすく働きやすいまちづくりのため施策を推進し、だれもが安心して暮らすことのできる活力あるまちづくりを継続するため、効率的な行政運営が行われることを切望し、平成21年度の決算審査意見とする。

続きまして、平成21年度玉村町土地開発基金運用状況審査でございます。審査結果でございます。 平成21年度における土地開発基金運用実績は、玉村町土地開発公社に対し東部工業団地土地開発基 金借入金として2億1,000万円、平成22年1月12日の借り入れでございます。平成23年1月 11日の返済予定でございます。の貸付金が支出されていた。よって、平成21年度の基金現金残高 は845万8,423円となった。なお、資金等の保管、運用状況は的確に処理され、現金、預金高 も通帳と照合した結果、適正に処理されていました。審査意見、6でございます。平成21年度にお ける運用実績は上記4、5に記載したとおりであるが、今後とも基金の設置目的に基づき事業が円滑に遂行できるよう適正な執行を切望する。

続きまして、平成21年度玉村町国民健康保険マタニティ基金運用状況審査意見です。審査結果。 平成21年度における玉村町国民健康保険マタニティ基金の運用実績は貸付件数、償還件数、ともに ゼロ件であった。また、資金の保管、運用状況は的確に処理され、現金預金高も金融機関からの残高 証明書等と突き合わせを行い確認した。6、審査意見でございます。平成21年度における運用実績 は、貸し付け実績、償還実績ともにゼロ件であり、昨年に引き続き減少している。これは、出産育児 一時金の受領委任払制度、平成19年6月1日施行及び出産育児一時金等の医療機関等への直接支払 制度、平成21年10月1日施行が整備されたことによるものと思われるが、今後ともこの基金制度 による事業が円滑に遂行されるよう適正な執行を切望する。

続きまして、平成21年度玉村町水道事業会計決算審査意見です。4、審査結果。審査に付された 決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は企業会計原則 に準拠して行われていた。計数は、上下水道課の所管する諸帳簿と照合し、計数確認を行った。また、 3月31日現在の預貯金については水道事業会計出納取り扱い金融機関の残高証明書と照合を行い確 認した。委託業務や工事施工状況についても審査を行ったが、適正に処理されていた。6、審査意見 でございます。平成18年度以降の給水収益の減少は、一般家庭における節水器具の普及や景気の低 迷による企業の節約等が原因と思われるが、今後とも収益の向上と水の安定供給のため、さらなる経 営努力を切望する。また、水道料金の改定については財政状況や近隣市町村の状況を十分把握し、計 画的な対応を切望する。なお、平成21年度定期監査報告意見にかかわる措置状況については、早急 に再検討を行うよう要望する。

最後に、平成21年度玉村町農業共済事業会計決算審査意見でございます。4、審査結果。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は企業会計原則に準拠して行われていた。計数は経済産業課農業共済係の諸帳簿と照合し、計数確認を行うとともに3月31日現在の預貯金については、農業共済出納取り扱い金融機関の残高証明書と照合を行い、確認した。なお、本農業共済事業は平成21年度をもって廃止となるため、本預貯金残額については群馬県農業共済組合に引き継ぐこととなる。6、審査意見でございます。町単独の農業共済事業は平成21年度をもって廃止されることとなるが、平成22年度からは県下14の組合と連合会による群馬県農業共済組合に経営統合され、新たにスタートすることとなる。統合後も農業災害補償制度の趣旨を再認識するとともに、さらなる経営基盤の強化及び経営の効率化を図り、安定した事業運営を期待する。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。10時45分に再開いたします。

午前10時29分休憩

午前10時45分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 総括質疑に移ります。

議員各位に申し上げます。決算審査に先立っての総括質疑ですが、「議会運営に関する基準、附則 第1、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は、款・項の範囲で行う」と定められてお りますので、したがいまして款項の範囲での総括質疑を求めます。

それでは、これより平成21年度各会計ごとの歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第8、認定第1号 平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 収入の件ですけれども、決算書3ページ。歳入の平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算書の町税の件でございますが、その収入率、17年度はたしか91.0%と、18年度は92.7%、19年度が43.4%、20年度が92.6%、この21年度が90.9%と、こうなっているのです。極端に収入率が下がっているのですけれども、これの理由は何かということが1つ。これも3回で終わるのでしたっけ。

議長(宇津木治宣君) はい。

9番(町田宗宏君) 次は、けさも新聞に載っていましたのですが、町税滞納者との和解の問題ですが、その62万円というのは、この決算書のどこに書いてあるか。それから弁護士費用、どこにあるかちょっと私わからないのですけれども、できれば教えていただきたい。

以上、2点です。

議長(宇津木治宣君) ちょっと休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) それで、収納率が極端に下がっているから、この原因を聞きたいと、こういうことです。

議長(宇津木治宣君) 新井税務課長。

[税務課長 新井淳一君発言]

税務課長(新井淳一君) 収納率の関係でございますけれども、厳しい経済状況のもとで、県内の大部分の市町村は下がっております。玉村町も対前年比で下がっておりますけれども、県平均よりは1.3%ほど上回っております。

主な要因ですけれども、やはり長引く景気の低迷、雇用悪化による個人所得の減少等、あとは当然前年の所得に町民税は課税されます。そういうような関係もありまして下がっているのかなと、収納対策等をやって頑張っておるのですけれども、対前年比では下がってしまったと、こういうことであります。

〔「あともう一点」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 今の収入率の件ですけれども、実は我が家も倉庫は解約されてしまって、入っていないのです。だけれども、税金は前年度の収入で来るものですから、大変苦労しましたけれども、ちゃんと払っているのです。したがいまして、やっぱり納税の義務というのがあるわけですから、どのような特別な処置を、収入率が下がるというのは大体全体的な状況でわかると思うのです。そういうときには、特別の処置を講じなければならないと。よって、どのような処置を講じましたか。

議長(宇津木治宣君) 税務課長。

〔 税務課長 新井淳一君発言〕

税務課長(新井淳一君) 収納対策の件ですけれども、当然夜間滞納整理等は年4回から5回実施しておりますし、催告書の発送、法律上では督促状は発送いたしますけれども、そのほかに催告書を滞納者全員に発送したり、また個別案件に個別に発送したりしております。また、口座振替の推進、

そしてまた21年度からコンビニ収納を全町でやって国保税に導入いたしました。そのほか延長窓口をより充実したいと、延長窓口については平成14年から実施しておりますけれども、最近は町民の方々にも浸透しまして、大分充実してきております。このほか臨戸訪問の強化、納税相談の充実、国保等に関しては8月の日曜日でも納税相談を実施しております。そのほか個別によってですけれども、財産調査を強化して、場合によっては差し押さえ処分、滞納処分を実施する。ちなみに、差し押さえ件数ですけれども、平成21年度は債権が189件、不動産が48件、合計237件を差し押さえいたしました。滞納者の事情に合わせて、これは実施しております。主な要因は以上です。

議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番(村田安男君) ちょっと内容の確認でございますけれども、固定資産税、これは課税標準額が下がったというような状況の中で21年度は減少したのかどうか。

それともう一つ、都市計画税です。都市計画税というのは、当然都市計画の土地に対して課税がされるわけでございますけれども、面積は減少していない中において、やはり数字が落ちているということの内容について、なぜ落ちたか、全体の課税の位置づけがどうなっているのか、ちょっとその辺をお聞きしたい思います。

議長(宇津木治宣君) 新井税務課長。

[税務課長 新井淳一君発言]

税務課長(新井淳一君) 固定資産税は対前年9,100万円ほど減収しておりますけれども、この主な要因は平成21年度に評価がえがあったと、この関係が主な要因であります。

もう一つは、市街化調整区域内の宅地ですか、これの見直しがあったと、こういう関係で減収しております。見直しというのは、例えば市街化調整区域の雑種地、駐車場用地で宅地並み課税されていたのが、若干法改正により見直しがあったので、減収したと、こういうことであります。

議長(宇津木治宣君) 村田安男議員。

[11番 村田安男君発言]

1 1番(村田安男君) また後で聞こうかな、総括の中で聞きますけれども、今の回答ですと調整 区域において駐車場なんかで利用している場合において見直しがなされたということになると、ほか の数字が影響してこようかと思いますけれども、その辺また特別委員会の中で聞かせていただきます けれども、答えを用意しておいてください。よろしくお願いします。

議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

15番三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) 自主財源比率が下がっておりますが、これは景気低迷の影響だとは思い

ますが、今後の対策としてはどのようなことを考えているかということと、あとはこの経常収支比率、 どのような点が改善したのか、まだまだ高いということです。今後どのようなことを考えているかと いうことをお聞きします。

それから、都市計画税なのですが、都市計画税は目的税であると思いますが、大分基金がたまって おりますが、今後どのような都市計画の予定があるのか、お願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長(重田正典君) 自主財源比率の問題でございますが、現状として景気低迷の中、個人の所得もなかなか伸びない、そんな中で企業の設備投資も伸びないという中で、非常に低迷してくるのは想定されている状況でございます。今後も町といたしましては、何とか町の振興策を打ちまして、その企業だとかの設備投資がふえますような形のものを考えていきたいとは考えております。

それから、経常収支比率でございますが、経常収支比率につきましては全体の中の、要するにかかった費用のバランスでございまして、投機的経費が上がれば経常収支比率も下がるというような状況でございます。玉中だとか、そういうものの建設、学校の補修等がありますので、経常収支比率が若干でありますが、下がったということであります。また、経常収支比率を下げるために、町は行財政改革を行っております。その行財政改革を計画的に進めていくことが、今後とも大切になろうかと考えております。

それから、都市計画の都計税ですか、基金がどのような活用ということは、都市建設課長のほうからご答弁願いたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 都市計画税の、それは目的税でありますから、当然工業団地、また市街化区域内の都市計画決定されている道路等の整備に充てていくということになると思います。

それで、今町で使っている部分については市街化区域内、旧滝から北の部分に当たっている部分で 玉小の部分、当たっています。そのような道路のところへ今使わせていただいています。そしてまた、 今後すぐにでもというふうに考えられるところは前橋・与六分線、その部分の南、今大きな広幹道が 北のほうへ向いていますけれども、それらを南に向けていく部分の、応急的な部分は単費のほうで今 年度の補正から計画をしておりますけれども、それの幅を広げていくとか、またまだ道路に使う場所 等はあるかと思います。あとは、今作成中のマスタープラン、総合計画ですか、そしてまたマスター プラン等で町の土地の利用計画等が決まれば、そこへ飛び地の工業団地、または飛び地の住宅団地つ くるとなれば、50へク、20へクの土地の整備等が出てきますから、そういうところにも使ってい くということになるうかと思います。それはまた、皆さんとも協議しながら決めた中で使っていくと いうことになると思います。 議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) 財産に関する調書のことでちょっとあれなのですが、大丈夫ですか。財産に関する調書の関係のところで土地とか建物と入っておるのですが、これが面積で表示されているのですが……

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) 経常収支比率の関係なのですが、例えばきょうの新聞に出ていました。退職した人間に対して採用する人が約6割ぐらいいるという形で、要するにやめる人、退職する人、それに対して採用する人がかなり少ない人数で、そういった中でやめていく人というのはベテランの人が大体やめていくわけで、そしてほとんど未経験者が新卒してくるわけで、その中での業務のやり振り、そういったものが円滑にできているのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたい。

議長(宇津木治宣君) 横堀副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長(横堀憲司君) ご案内のとおり、これまで集中改革プラン等を進めてまいりました。玉村町は、職員の皆さんのご理解もあって、若干その集中改革プランを前倒しで実績を上げてきたというところがあります。

今石川議員おっしゃったように、年配の方がやめて、それにかわる若い人、かつまたやめた退職者に見合った採用というのをしていませんから、抑えてきていますので、実際に業務がかなりいろんな面で支障が出たということはあろうかと思います。ただ、その辺は各課長さん方のマネジメントというのを強くお願いしまして、その辺をカバーして業務を進めているという状況だろうというふうに思います。細かい支障は若干あったかに思いますけれども、大きなところでは課長さん方の努力で、その辺はうまく乗り切ってきているというふうに認識しております。

議長(宇津木治宣君) 14番石川眞男議員。

[14番 石川眞男君発言]

14番(石川眞男君) 行財政改革の一環という形でこれまで取り組んできて、職員の総定員数を削減してきて、それが一つの成果だということは、それは一面的にはそう言えるかもしれないけれども、行政というのは3万7,000人町民に対して、行政サービスを落とさずに提供するということがもう基本的な任務としてあるわけなので、その辺の行財政改革での視点と、町の行政での住民に果たすべき責務というような観点から、そこでそごが生じるような状況はつくってはいけないと思うので、そういう意味では本当に人件費というのは、非常にやっぱり固定費になってくるから、高いことは高いわけです。それで、非常にもうベテランの人に比べれば若い人は確かに給料は安いけれども、育てる、行政の継続性とか、そういうものを含めて、もっとトータルな意味で、要するに人数減らしの成果と、住民に対する責務、責任、それのバランスが欠けないようにやっぱりしていかなければならないと思うので、その辺の取り組みを今後一層進めてもらいたいのですけれども、具体的にはどんなことを考えているかということを聞きたいのです。つまりベテランの人が2けたに近い数で退職して、ほとんど真っ白な若い人が来る中での仕事のやりくり、そういったものがやっぱり中堅の人にかかってくるのかなという気もするのですけれども、その辺を具体的にフォローできるような、そういった仕組みを何か考えているのかどうかお尋ねしたい。

議長(宇津木治宣君) 横堀副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長(横堀憲司君) 大変おっしゃることはよくわかります。その辺については、常日ごろ心がけていきたいところであります。

最初に申し上げましたように、課長さんのマネジメント力を高めていただく、職員を上手に使っていただくというのが一つあります。それから、もう一つは職員一人一人の資質の向上というのですか、そういったものをさまざまな研修制度であるとか、そういったものを活用しながら高めていくといったことでカバーをしていきたいというふうに考えています。

実際に固定費の圧縮というのは、大変もう必要に迫られてやらざるを得ないというところがあります。それによって、町民に対するサービスがまた滞っても困ります。その辺のバランスは、常に心がけながら努力をしていきたいというふうに思いますし、さまざまな新しい行政需要というのも出てきますし、そういったものに対する対応というのですか、それには人手間も要るわけでございますし、その辺の確保も同時に考えていかなければならないということで、大変実際運用は難しいのですけれども、課長さんをはじめ職員の皆さんに頑張っていただいているというのが実情でございます。これからもその辺の調整というか、バランスを十分考慮しながら進めていきたいというふうに考えます。

議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第9、認定第2号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を 終了いたします。

次に、日程第10、認定第3号 平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について にかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了 いたします。

次に、日程第11、認定第4号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑 を終了いたします。

次に、日程第12、認定第5号 平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について にかかわる総括質疑を行います。 本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了 いたします。

次に、日程第13、認定第6号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算 認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第7号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 決算書の507ページ、ここに平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算事業別明細書総括表がありますけれども、この収入の収入率が例年に比べて極めて悪いのです。平成21年度は89.09%となっております。過去5年ほどを見てみますと、平成17年度は97.7%、18年度は97.3%、19年度は98.2%、20年度は95.6%と95%を切ったことがなかったのです。経済情勢全般的に悪いので、納める人が少なかったと、こういうことではないかと思いますけれども、これも先ほどの一般会計の収入率と同じように、何か特別の原因があったのか。そして、それに対してどのような措置を講じたかを伺います。

議長(宇津木治宣君) 原上下水道課長。

[上下水道課長 原 幸弘君発言]

上下水道課長(原 幸弘君) 収入ぐあいが89.09%、これにつきましては国庫支出金がありまして、これは繰り越し事業が、下水が6カ所、雨水関係が2カ所ありました。これにつきましては、ことしの9月末に、これは入金予定となっております。

あと町債、これは起債であります。その関係で繰り越した事業がありますので、その分が入ってきていないということなのですけれども、これは起債のほうにつきましては5月に収入済みになっております。その関係で、収入ぐあいというのが低くなっているかと思います。

議長(宇津木治宣君) 町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) そうすると、その国庫から入る分が平成21年度分については22年の9月 に入ってくると。そうすると、20年度以前はそういうことはなかったのですか。

議長(宇津木治宣君) 上下水道課長。

[上下水道課長 原 幸弘君発言]

上下水道課長(原 幸弘君) 20年度につきましては、繰り越し事業が少なかったということになります。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) もう3回目で終わってしまうのですけれども、20年度はそうかもしれないけれども、ではそれ以前の17年度、過去5年間見てみますと、みんな大体97%以上の収入率になっているのです。したがって、平成21年度だけが特別だったのだろうかと。

議長(宇津木治宣君) 上下水道課長。

[上下水道課長 原 幸弘君発言]

上下水道課長(原 幸弘君) 2 1 年度につきましては雨水幹線の整備事業等が始まりましたので、繰り越し事業が多くなったということであります。

議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番(村田安男君) 政策の面でちょっとお伺いしますけれども、この下水道事業の関係で、供用開始が昭和62年ですから、供用開始から、事業が展開してから二十四、五年経過しているわけでございます。21年度が終わった時点で普及率は59.1%ですか、そういう数字になっております。よく町民のほうからも要望として、いつになったら玉村町は下水の普及100%近い数字になるのかという話を聞かされます。実際問題この間の、これは全国紙の中でも出ておりましたけれども、群馬県全体では全国で第37位というような数字が出ておりましたけれども、その中で玉村町の普及率は極めて低い状況でありました。下水道の施設を持っている玉村町で平均に満たないような状況では、少し町民に対して返す言葉が見つからないような状況だと思いますけれども、その辺の町長の今後の方針、方向、これらについてちょっとお伺いします。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 今回の報告では59%ということで、私が議員になったときは35%でした。ですから、10年ちょっとで倍ぐらいまで来たかなという感じでございます。今後の23年度からの5カ年計画でいきますと、約80%ということで一応予定しております。

今村田議員がおっしゃったとおり、県央処理場がありながら玉村町は非常に低いではないかということで、これはもう私も感じておりますし、この辺については町民皆さん感じていることかなと思っております。100%を目指して一生懸命やっているわけでございますけれども、まず認可地域というのが決まっていまして、それに沿って進んでいくわけでございますので、あともう一つは資金的な問題もありますし、今のところ下水道事業については、私は順調にいっているかなと。ただ、二十何年たってもまだ入ってこない、これから何年たっても入ってこないという地域もございますので、その地域の皆さんに対しては本当に何とも心苦しいところでございますけれども、その辺については今後ほかの道があれば、また考えていく必要があるかなというのは検討しております。

議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終 了いたします。

次に、日程第15、認定第8号 平成21年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了いた します。

次に、日程第16、認定第9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定について にかかわる総括質疑を行います。

本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

以上で平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定についてにかかわる総括質疑を終了 いたします。

これをもって9会計にかかわる総括質疑を終了いたします。

○決算特別委員会の設置・選任の件

議長(宇津木治宣君) お諮りいたします。

認定第1号 平成21年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成21年度玉村町農業共済事業会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案につきましては、議会運営に関する基準第45の2に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の 規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

〇日程第17 報告第7号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

〇日程第18 報告第8号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について

議長(宇津木治宣君) 日程第17、報告第7号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第8号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括提出されました。

これより2件の報告を願います。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 報告第7号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説

明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を報告するものでございます。まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は出ておりません。また、連結実質赤字比率についても各特別会計いずれの会計にも赤字は生じておりませんので、数値は出ておりません。

次に、実質公債費比率についてですが、過去3年間の平均値で7%となっており、昨年度を0.6% 下回っております。国で定めた早期健全化基準は25%となっておりますので、この数値もクリアしております。

次に、将来負担比率については、平成22年3月末における一般会計の地方債の残高、各特別会計の地方債の残高のうち一般会計で負担する見込みの残高、平成22年3月末に全職員が退職することを想定した退職手当見込額などを見込んで算出した結果、数値は出ませんでした。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、 その審査意見書を付して報告をさせていただきます。

報告第8号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。水道事業会計、農業共済事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため数値は出ておりません。この資金不足比率については、監査委員さんにより審査をいただき審査意見書が提出されておりますので、意見書を付して報告をさせていただきます。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 以上で報告を終了いたします。

次に、日程第17、報告第7号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第8号 平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告についてには監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 重田正典君登壇〕

総務課長(重田正典君) 監査委員さんからの意見を朗読させていただきます。

平成21年度財政健全化審査意見書。審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載 した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。 、実質赤字比率、該当数字なし。 、連結実質赤字比率、該当数字なし。 、実質公債費比率 7 %。 、将来負担比率、該当数字なし。 (3)、是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成21年度水道事業会計経営健全化審査意見書を朗読させていただきます。

審査の結果でございます。資金不足比率、該当なし。是正改善を要すべき事項、特に指摘する事項 はないということでございます。

続きまして、平成21年度農業共済事業会計経営健全化審査意見書でございます。審査の結果、資金不足比率、該当なし。是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成21年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書でございます。審査の結果、 資金不足比率、該当なし。是正改善を要すべき事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

○日程第19 議案第40号 玉村町税条例の一部改正について

○日程第20 議案第41号 玉村町学校給食センター設置条例の一部改正について

〇日程第21 議案第42号 玉村町母子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例の一部

改正について

〇日程第22 議案第43号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の

形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基

づく準則を定める条例の一部改正について

〇日程第23 議案第44号 平成22年度玉村町一般会計補正予算(第3号)

〇日程第24 議案第45号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第

2号)

○日程第25 議案第46号 平成22年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)

〇日程第26 議案第47号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1

号)

〇日程第27 議案第48号 平成22年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)

○日程第28 議案第49号 玉村町土地開発公社定款の一部改正について

議長(宇津木治宣君) 日程第19、議案第40号 玉村町税条例の一部改正についてから日程第28、議案第49号 玉村町土地開発公社定款の一部改正についての10議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第40号から日程第28、議案第49号までの10議案を一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 議案第40号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年3月31日付法律第4号で 公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

なお、平成22年4月1日及び6月1日施行分につきましては既に改正済みであり、専決処分の報告をさせていただいております。

改正の概要を申し上げますと、個人町民税については給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書の新設でございます。具体的に申し上げますと、個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため扶養控除の見直しの後も町が扶養親族に関する事項を把握できるようにするための改正でございます。

次に、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかわる町県民税の所得計算の特例の新設でございます。個人の株式市場の参加を促進するために、少額上場株式等にかかわる譲渡所得等の非課税措置の導入でございます。法人町民税関係では、申告納付及び均等割の税率に関する地方税法の改正に伴う規定の整備でございます。以上が町民税に係る主な内容で、このことに伴う規定の整備となっております。

次に、たばこ税ですが、法第468条の税率の改正に伴う規定整備です。町に入るたばこ税が 1,000本当たり1,320円、旧3級品については626円増額となる改正でございます。その 他固定資産税、たばこ税の附則の改正につきましては、経過処置を定めるための改正でございます。

議案第41号 玉村町学校給食センター設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町障害者福祉施設条例の一部改正に伴い、玉村町学校給食センター設置 条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、第8条第4号中「玉村町障害者福祉センター入所者」を「玉村町障害者福祉センターのばら入所者」に改める。第8条第5号中の「玉村町障害者福祉作業所入所者」を 「玉村町障害者福祉センターたんぽぽ入所者」に改めるものでございます。

議案第42号 玉村町母子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年8月1日より児童扶養手当法が改正されたことに伴い、玉村町母 子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、児童扶養手当法が改正され、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなりました。それに伴い児童福祉の充実を図るために条例の一部を改正させていただき、父子家庭児童も該当させていただくものでございます。

議案第43号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

標記の条例につきましては、当町の平成22年3月議会において制定した経緯がありますが、その 後環境関連産業に係る群馬県の基本計画が平成22年3月25日付で国の同意を得ました。このため、 玉村町におきましても既存のアナログ産業、基盤技術産業に環境関連産業を追加するものであります。 以上で条例の一部改正につきましての提案説明といたします。

議案第44号 平成22年度玉村町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億309万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 100億9,515万3,000円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、国、県支出金合わせて1,224万3,000円、学校給食事業基金から前年度の食材費精算分として基金繰入金1,050万7,000円、前年度繰越金として7,947万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳出ですが、総務費では雇用保険料の保険料率が1,000分の11から1,000分の 15.5になったことによる影響額をはじめ、情報セキュリティー監査及び住民税システム改修に伴 う委託料や住民税、固定資産税の還付金等でございます。

民生費では、自立支援給付事業や地域生活支援事業など障害者のサービス利用の増加に伴う事業費の増額でございます。

農林水産業費では、農地法の改正に伴う農地基本台帳システムの改修のための農地制度実施円滑化事業やじょうよう営農生産組合に対する法人化に向けた育成支援事業、玉村カレー用野菜栽培のための学校給食地場産農作物等利用促進事業、また榎町堰改良工事費としての滝川統合堰協議会に対する補助でございます。

商工労働費では、小口資金保証料にかかわる信用保証協会への損失補償金や消費生活センターにおける相談コーナーの増設、ネット犯罪対策用パソコンの購入でございます。

土木費では、東部工業団地拡張に伴う町道の隅切りの用地買収費や物件補償費、その他町内各所に おける道路改良工事や排水路改修工事、また北部公園の循環ポンプ交換や町営住宅の修繕費でござい ます。

教育費では、今年度エレンズバーグから来日しないことになったため招致事業費の減額や、小学校、 給食センター、文化センター、総合運動公園などの修繕費、八幡原、宇貫、上新田、7丁目それぞれ の公民館の修繕や改築に対する補助、また来年度南中学校に武道場を建設するための実施設計費でご ざいます。

議案第45号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,403万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,158万3,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして療養給付費等交付金繰越金703万8,000円、その他繰越金699万9,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費で退職者医療の医療費が増加傾向にあり、療養給付費が2,000万円、療養費が80万円、高額療養費が1,500万円、葬祭費についても50万円、療養給付費等交付金の前年度実績により支払基金への返還金が703万8,000円、支払基金からの確定通知により老人保健拠出金が163万5,000円、レセプト審査支払いシステムの最適化にかかわる国保連合会への負担金で総務費として313万円を増額し、支払基金からの通知により後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金が確定し、それぞれ3,272万4,000円、55万1,000円、79万1,000円を減額するものでございます。

議案第46号 平成22年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ2,720万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,463万8,000円と定めるものでございます。

内容といたしましては、平成21年度の介護給付費国庫負担金並びに支払基金交付金、地域支援事業国庫負担金並びに支払基金交付金の超過交付分に対しまして、返還金を計上するものでございます。

介護保険基金積立金としては、前年度繰越金から介護保険、地域支援事業の国庫負担金並びに支払 基金交付金の返還金分を差し引いた額を積み立てるものでございます。

議案第47号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,799万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,820万4,000円とさせていただくものでございます。

補正増の主な理由といたしましては、福島地区幹線整備事業において県事業に起因する下水道切り回し工事が必要になったこと、板井工区において上水道等の埋設物の増加による補償費の増額が見込まれること、また上飯島地区における雨水対策事業の一部についてNTTによる管理監督業務が必要になるためでございます。

次に、金額に関してですが、歳入については繰越金を29万3,000円、雑入、これは県事業の下水道切り回し工事への補償費でございます。雑入を900万円、公共下水道事業債を2,870万円増額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道建設費について3,799万3,000円増額するものであり、 その内訳は委託料599万3,000円、工事請負費1,200万円、上水道切り回し工事補償費 2,000万円となっております。

議案第48号 平成22年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。本案につきましては、収益的支出の予定額を1,000万円増額し、総額を5億6,236万4,000円と定めるものでございます。

内容といたしましては、第11号水源井戸内の改修のため、これは11号水源の井戸の改修です。 原水及び浄水費の修繕費を1,000万円増額補正するものでございます。

議案第49号 玉村町土地開発公社定款の一部改正についてご説明申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定、この規定の内容につきましては、「土地 開発公社の定款の変更は、議会の議決を経て知事の認可を受けなければその効力は生じない」という ことに基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、第7条第4項中、監事の職務の根拠法令につきまして、民法の条文は平成18年6月2日に 公布されました、平成18年法律第50号の関係で既に削除されておりますので、それにかわり公有 地の拡大の推進に関する法律における該当する条文を適用させるということでございます。

次に、第16条第1項第3号及び第21条につきましては、理事会の議決事項並びに財務諸表及び事業報告書の中に、キャッシュフロー計算書・附属明細書の財務関係書類を追加する内容となっております。こちらは、公益法人会計基準の改正等について、これは平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせでございます。通称新会計基準に基づく書類の追加でございます。

次に、第17条第3号中「付帯」を「附帯」とする字句の訂正でございます。これは言葉で言うと同じ付帯を附帯というのですけれども、この字がにんべんの「付」からこざとへんがつく「附」にかわったということでございます。

最後に、第23条第2号中「郵便貯金又は」を削る。こちらは、ご承知のとおり平成19年10月 1日をもちまして日本郵政公社が民営化されまして、株式会社ゆうちょ銀行にかわったことから文言 削除の必要性が生じたということでございます。

附則といたしましては、この定款は群馬県知事の認可の日から施行ということでございます。以上で土地開発公社定款の一部改正につきましての提案説明といたします。

よろしくご審議願いまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 提案説明を終了いたします。

日程第19、議案第40号 玉村町税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第41号 玉村町学校給食センター設置条例の一部改正について、これより本案 に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第42号 玉村町母子家庭児童及び交通遺児修学給付金条例の一部改正に ついて、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22、議案第43号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及 び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、これよ り本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第44号 平成22年度玉村町一般会計補正予算(第3号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 38ページの教育費、中学校費、南中学校費の補正額536万6,000円

ですけれども、委託料となっていますが、これはどういうものでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 大島俊秀君発言〕

学校教育課長(大島俊秀君) この委託料につきましては、新学習指導要領に基づいて保健体育で 武道が必修となります。そのために、柔道、剣道場を建設するための設計委託料の委託料ということ になっております。

議長(宇津木治宣君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) この補正前に8,772万1,000円あるのですけれども、この額に対して五百何十万円かをプラスすると。かなり大きいのです、額が。その設計委託料が、この中学校費の補正前の額に入っていなかったと、見落としたのですか。

議長(宇津木治宣君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 大島俊秀君発言〕

学校教育課長(大島俊秀君) この設計委託料につきましては、見落としたというより補正対応という形でやらせていただくということになっておりまして、武道館の設計委託事業に関しては当初予算ではちょっと組み込まなくて、9月補正という対応をとらせていただくということになっていたかと思います。

議長(宇津木治宣君) 町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) 南中学校に武道館を建てるというのは、もう前から決まっていたのですよね。 それで、平成22年度に建てるということではなかったかと思うのですけれども、当然設計に関する 委託料も当初予算で見積もるべきものではなかったかと思うのですが、その点はいかがなのでしょう。

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 学校教育課長。

[学校教育課長 大島俊秀君発言]

学校教育課長(大島俊秀君) 大変どうも失礼いたしました。

南中学校に関しましては、現在武道館を建てかえるところにテニスコートがございます。テニスコ

ートが移転できないとそちらのほうに建てることができないために、そのテニスコートの移転先が決まりましたので、それで今回この補正をさせていただくということであります。よろしくお願いいたします。

議長(宇津木治宣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第45号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第46号 平成22年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、 これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第26、議案第47号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、 これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第27、議案第48号 平成22年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第28、議案第49号 玉村町土地開発公社定款の一部改正について、これより本案に対する 質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

議長(宇津木治宣君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。午後は1時に再開いたします。

午前11時53分休憩

午後1時再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

〇日程第29 一般質問

議長(宇津木治宣君) 日程第29、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成22年玉村町議会第3回定例会

順序	質	調 事	項	Ę	質問	問	¥
1	1 . 「子宮頸がんワクチン 2 . 協働推進センターの活 3 . 雨水災害対策を問う		早期実施を問う	石	内	國	雄
2	1.町村会海外行政視察に2.国道354バイパス供		策について	笠	原	則	孝
3	1 . 福祉行政について 2 . 治安対策について 3 . 防災行政について			島	田	榮	_
4	1 . 1 0 0 歳以上の高齢者 2 . 協働推進センターの役 3 . 町おこしへの取り組み	割と、今後の計画に		備前	前島	久仁	二子
5	1.玉村町、学校教育の現	状と課題		柳	沢	浩	_

順序	質問	事		項	Ę		引者	i
6	1 . 第 5 次玉村町総合計画に 2 . 障がい者福祉政策につい 3 . 子育て支援の充実につい 4 . 山ノ内町との交流につい 5 . 子宮頸がんワクチン助の	て て て			Ξ	友	美惠	子
7	1.広域幹線道伊勢崎工区(2.直売所構想のその後に3.学校教育の2学期制に3) いて	に向けて		Ш	端	宏	和
8	1 . 町税滞納者との和解に関 2 . 町職員、特別職及び職員		-	下げについて	町	田	宗	宏

議長(宇津木治宣君) 初めに、2番石内國雄議員の発言を許します。

[2番 石内國雄君登壇]

2番(石内國雄君) 傍聴の皆様、記録的な猛暑が続いておりますけれども、大変ご苦労でございます。議席番号2番石内國雄でございます。気象観測史上にない猛暑が続いております。木の葉っぱもぐんなりとしていくような暑さでございまして、虫も絶え絶えの暑さでございます。この記録的な猛暑で、熱中症の死者も8月の末の報告では596人、全国的には死亡している方がおられるという大変な状況でございます。猛暑、この異常気象も113年の観測史上なかったものということでありますけれども、ゲリラ豪雨とか猛暑も今までになかったことが、何十年ぶりかが何年ぶりになっていくとも考えられます。環境の変化を見据えた行政も必要かと考えております。今までと違う時代に入ってきたのではないかと感じておる昨今でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、子宮頸がんワクチン等の公費助成の早期実施について問います。3月、6月の一般質問で、この子宮頸がんワクチン等の公費助成について質問させていただきました。6月の一般質問で町長は、伊勢崎市と同一歩調をとることが一番最適ではないか、担当のほうで伊勢崎市と協議を始めている、これは絶対やったほうがいい、これはわかっている。今後伊勢崎佐波医師会とも協議を進めたいと考えると、このように前向きな答弁をいただきました。8月の23日の上毛新聞に、群馬県下の子宮頸がんワクチンの公費助成が本年度から始まる市町村が12市町村との報道もあり、また24日には市町村会が県に対して子宮頸がんワクチン接種の助成制度の創設を求め、さらに国に対する働きかけを求めた要望を提出しております。

玉村町は、子育てするなら玉村町と標榜し、福祉を充実、推進しているわけでございます。子育て

するなら玉村町ということであれば、女性と子供の命を守るワクチン、女性の命を守り、発病防止に大きな効果がある子宮頸がんワクチン、子供、乳幼児の命を守る細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン、また群馬県下ではまだ公費助成が始まっていませんけれども、小児用の肺炎球菌ワクチン、これらのワクチンへの公費助成、全額補助を早期に、素早く玉村町は実施すべきだと思っております。これらのワクチン公費助成は、子育でするなら玉村町、女性、子供を大切にする玉村町のアピールにつながり、何にも増して子供と女性を守ってあげられると思います。町長の英断で、本年度内早期導入を図るべきと考えますが、町の町長の具体的な導入計画はどうか、伺います。

次に、玉村町協働推進センターの活用状況について問います。おととい開催された「ウエルカム交流会in玉村」には、多くのボランティアの方々が参加されておりました。地域への関心、人とのかかわり合い、人と地域への貢献をしたい、そういう希望をしている方々が多くいることを実感いたしました。玉村町も協働のまちづくりを掲げ、玉村町では本年平成22年5月より地域活動を支援する玉村町協働推進センターを設置し、運営開始したところであります。この玉村町協働推進センターを設置し、地域活動の支援とともに協働のまちづくりの核になると期待しておりますが、玉村町協働推進センターは運営開始して3カ月が過ぎます。その利用状況、また問題点、また今後の計画についてお伺いいたします。

次に、雨水災害対策について問います。ことしの夏の高温の原因については、気象庁の異常気象分析検討会のまとめた見解によりますと、北半球中緯度の気温がエルニーニョ現象に続くラニーニャ現象で上昇したところに勢力の強い太平洋高気圧の影響を受けたのが主因と発表し、中休みの涼しい日がほとんどなかったのは30年に1回の異常気象と指摘し、その上で地球温暖化が進んでおり、最高気温どんどん更新されるような夏も、また近々経験する可能性があると述べております。世界じゅうで、温暖化の影響か異常気象、近年にない水害等が起きております。災害が少ない玉村町においても、去る7月24日、ふるさとまつりの夜に集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨がありました。下新田地区内等において用水路等のはんらん、道路の冠水、床下の浸水、宅地内の浸水等、大きな被害がありました。その被害状況、町の対応はどうであったのか。また、今後の対策について問います。

以上で第1の質問を終わります。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、子宮頸がんワクチン等の公費助成の早期実施についてでございます。最近20歳から30歳の若い女性の子宮頸がんが増加しておりますが、昨年の12月から子宮頸がんの予防に効果のあるワクチンの接種が開始されました。子宮頸がんは、従来の定期的な検診とあわせてワクチン接種を行うことで、100%予防できると言われております。

子宮頸がんワクチンは、現在産婦人科だけでなく、内科や小児科などの医療機関でも実施しており、

玉村町内でも7カ所の医療機関で接種を受けることができます。しかし、任意接種のため費用は自己負担となり、3回接種で平均5万円かかることから、接種者が余りふえておりません。そこで、今年度から接種費用を公費で助成する自治体がふえてきております。先日の上毛新聞の調査によりますと、今年度から公費で全額補助を開始する市町村が12市町村あります。その中で、対象年齢を見ますと小学校6年から高校1年まで、複数の学年を対象とする自治体と中学1年生のみを対象とするところと、自治体の人口規模や財政状況等により実施内容は異なっております。

ちなみに、玉村町で中学1年生を対象に全額補助を行う場合は、接種料金を1人5万円として1,100万円程度かかります。さらに、対象を中学1年から3年生まで拡大すると約3,400万円程度かかります。国では、厚生労働省が予算委員会で来年度から子宮頸がんワクチンの補助を行うといっておりますが、補助率や対象年齢等は今のところ未定でございます。町では、現在公費助成を実施するに当たり、伊勢崎佐波の医療機関で対象年齢や接種料金等、同じ条件で実施できるように伊勢崎市と検討を進めております。今後も国や県の動向を見ながら、伊勢崎市や伊勢崎佐波医師会と協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、子供たちを細菌性髄膜炎から守るためのヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンについてですが、これらのワクチンは乳幼児に4回接種を行いますが、費用が1回当たり7,000円から8,000円程度かかります。保護者にとって大きな負担になっております。ヒブワクチンについては、今年度県内の6カ所の自治体で公費助成を開始する予定ですが、補助額や対象年齢は自治体によりまちまちで、小児用肺炎球菌ワクチンについては今のところ公費助成をしている自治体はないようでございます。今後これらのワクチンの助成についても、子宮頸がんワクチンの公費助成とあわせて検討してまいりたいと思います。

次に、協働推進センターの活用状況についてでございます。まず、利用状況ですが、開所から8月末までの延べ利用者数は199人でした。月別に申しますと、5月が30人、6月が43人、7月が49人、8月が77人という状況でございます。内容別としては、ミーティングスペースでの打ち合わせやコピー機やパソコンの利用、情報コーナーでのチラシやパンフレットの設置及び閲覧などがありました。一例を申し上げますと、8月11日に第1回目の利用登録団体等の代表者会議をミーティングスペースで行い、各団体の活動内容や事業計画について情報交換をしていただきました。

今後の取り組みとして、センターの存在を広く住民の方々へ知っていただくことと、利用登録団体等をどうふやしていくかが大きな課題だと認識しております。今後の計画といたしましては、その課題解決に向けイベントの開催、ホームページや広報紙への情報掲載による情報発信、利用登録団体等代表者会議の開催などを行ってまいります。直近の計画としましては、10月13日に第2回の代表者会議の開催を、12月22日にはふるハートホールにおきましてクリスマスコンサートの開催を予定しております。クリスマスコンサートにつきましては、出演予定の方々は全員ボランティアにて快くお引き受けをいただいております。入場は無料ですので、多くの方々にお越しをいただければとい

うことでございます。

続きまして、雨水災害対策についての質問でございます。最近では、国内において局地的集中豪雨による災害等が発生をしております。玉村町でも7月24日に、雷に伴う局地的豪雨が午後7時20分から8時ぐらいまでの30分ないし40分ぐらいの間に、時間雨量にして100ミリの降雨があり、町内で数カ所の排水路があふれ、道路の冠水等がありました。町では、ふるさとまつり初日ということもあり、経済産業課職員、生活環境安全課職員はまつりに従事中でしたが、警察とともに冠水した国道354号7丁目信号から文化センター入り口までの間の通行どめを行うとともに、冠水した町道の迂回誘導など対応を行い、さらには経済産業課職員により用排水路の水門調整を行いました。

また、玉村消防署では119番通報などによる床下浸水や落雷の対応に当たり、玉村町交番においても道路冠水等の巡視を行い、冠水した道路などの通行どめ等を行っております。しかしながら、局地的豪雨はゲリラ豪雨などとも呼ばれるように、極めて局地的に大雨を降らせ、なおかつ雨雲の発生から降雨の最大化までの時間が非常に短く、加えて水路の断面は小さいことから、局地的豪雨が発生した場合、急激に水位が上昇し、水門等の操作が間に合わない事態が起こりました。

なお、この大雨による被害として町に報告があったものは、床下浸水が9件、排水路の破損1カ所、 落雷による被害が4件でございました。

今後の対策として、水防計画では大雨、洪水警報発令時には水防対策本部員は自宅待機となっていますが、今回のような雷を伴う局地的豪雨の場合は、消防防災担当は経済産業課や都市建設課と調整を行い、水門調整を早目に行うなどの必要な措置をとるように心がけております。

また、上下水道課においては国道354号沿いの上新田、下新田地域の雨水排水対策について計画的に改修を進めており、これを早期といっても今年度はちょっと無理でございますけれども、今継続中でございますけれども、早期にこの工事の完成を目指すよう努力をしているというのが現状でございます。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) 自席にて質問を続けさせていただきます。

まず、子宮頸がんワクチンについては他町村も始まって、県への動き、それから国への動き等もあります。伊勢崎市と協議を進めて公平にしていただきたいと思うのですけれども、町として、では何歳から何歳までの形で検討するとか、そういう具体的な提案をしながら、町として子育てするならば玉村町というふうにしておりますので、具体的に早急にすべきだと考えております。3月に上げてから暫時、大事なこと、それから協議をし合っていますよという形なのですが、3カ月に1回ぐらいずつ質問していますので、そんなに早くという感じはあるかもしれませんが、現実的には社会の動きがかなり早くて、最初は玉村町早く入れてもらえればなと思ったら、いつの間にか玉村町はおくれてし

まったなと、こういう感じがしてならないわけです。町長の決断をぜひ一言聞かせていただきたいと 思います。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) この問題、石内議員さんには前から質問をされております。特に医師会が、伊勢崎佐波医師会ということで玉村町のお医者さんもすべてそこに入っておりますので、伊勢崎佐波 医師会との協議ということが第一だということと、もう一つは、そうしますと伊勢崎市との歩調を合わせていこうということで、今事務レベルでは伊勢崎市との話し合いをしているというのが現実でございます。

昨年このワクチンが解禁になったわけでございます。当初は、ワクチンそのものについてもちょっと疑問点があるという話もお伺いしましたので、余り積極的ではなかったのですけれども、今になりますとワクチンは、副作用とか、その辺については多分大丈夫ではないかということでございますので、伊勢崎市との協議、そして伊勢崎佐波医師会との協議を重ねていくということで進めておりますので、ご了解していただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) 了解も何もあれなのですが、ぜひ強力に町長のリーダーシップをとっていただいて、伊勢崎市と談合するぐらいな形で強力に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、協働推進センターの活用状況等を聞かせていただいて、今これから進んでいくのだなという形になっております。町長のほうで回答いただいた中で、今後これをよく多くの方に知ってもらう、それから使いやすくしてもらうという形が大事だという形で、これからの計画等もしていただいていると思うのですが、私何回か協働推進センターに行ったときに気がついたことが、まずあります。1つが、どこにあるのかわからなかった。極端な言い方するとそういうことなのですが、表示している看板の位置が非常に見づらくて、この間のふるさとまつりなんかのときの道具が看板を隠すような形で物が置いてあって、協働推進センターどこにあるのかなと、こんなような印象を持ったぐらいでありました。ぜひここに協働推進センターがあるというような看板のかけ方、案内の仕方、非常に大事かなと思いました。

また、協働推進センターの中へ入っていきますと事務室がありまして、それからミーティングルームがあるわけです。職員の方に確認しましたらば、そのミーティングルームは実は協働推進センターのものではなくて、ふるハートホールの一部であって、どちらかというと管理のほうは障害者センターのほうと。ここのところは、逆に推進センターのほうで管理するようにさせてもらったりなんかしたらどうなのでしょうかねというような形を職員の方ともお話ししたのですが、あくまでも独立して

多くの方に利用してもらうということであるならば、ミーティングルームとか、そういう独自なもの をしっかり持って推進していくほうがいいのではないかなというふうに思っております。

それから、料金設定の関係でもコピー機ですか、案内のあれ見ますと料金設定がいわゆるコンビニと同じと、コンビニを使わないでここを使う利便がどこにあるのかなという形がありまして、少しでも下げてあげて利用しやすいようにしたほうがいいのではないかとか、いろんな細かい点を職員の方にもお話ししまして、今これから検討して、看板等もいろいろ考えていただいているということなのですが、ホームページを利用したり、ここにあるとインパクトを与えるように推進センターの存在を大きく知らしめていただいて、多くの方が利用していただいて、町の協働づくり、大きく発展していただければというふうに思っております。いろいろこれは細かいことであれなのですが、答える必要はないかと思いますけれども、係の方がいろいろ検討していると思いますので、ちょっと聞いていただければ結構だと思います。

次の雨水対策の関係なのですが、これはこの間のときには確かにゲリラ豪雨ということで一時的にこのようになったので、なかなか対処がしづらいという形なのですが、あそこの地域のお話を聞いたところですと、台風があったり大きな雨が降ったりなんかすると、やっぱり10年に1度ぐらいは冠水したりとか、あふれたりなんかすることがあったようです。そうしますと、354の側道、側溝の関係とか、それから水の流れをどういうふうにしていくかというのは、総合的な検討が必要なのかなと思います。

まず、最初にちょっとお伺いしたいのですが、雨水対策として上下水道課のほうで3事業行っているかと思うのですが、それの状況と、雨水対策をやっていったときに、例えば7丁目のところの下新田のやつが解消できるものかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

議長(宇津木治宣君) 上下水道課長。

[上下水道課長 原 幸弘君発言]

上下水道課長(原 幸弘君) 雨水対策事業としまして今現在、玉高側の蛭堀があります。工事延長としましては約300メーターあります。そのうち、21年度までに約150メーターが改修されております。22年度につきましては、その南、続きの70メーターを改修予定になっております。さらに、残り80メーターにつきましては、国道横断を含めまして80メーターあります。国道といたしましては通行どめが必要になります。それに伴いまして広幹道が開通しないと通行どめの許可がおりませんので、広幹道開通以降の工事となります。

同じく蛭堀の分散対策としまして、水路調査の前の水路から東に向かっている広幹道及び斉田・上 之手線と102号線の滝川までの区間、約1,400メーターあります。この間にボックスカルバー ト、幅が3メーターから約3.5メーター、高さが1.5メーターのボックスカルバートを計画して おります。既に玉村小学校付近に約150メーターは、ボックスカルバートが布設済みになっており ます。滝川沿い樋管も含めて約35メーターも布設と、21年度なっております。 今後につきましては、用地買収等を踏まえた中で計画的に工事を進めてまいりたいと思います。それに伴いまして、あと鯉沢の雨水対策があります。これにつきましては、全長約430メーター、滝川から鯉沢まで約430メーターあります。これにつきましては、平成21年度までに約300メーター工事済みとなっております。ここにつきましては、幅2.5メーター、高さ1.2メートルのボックスカルバートの布設です。今年度につきましては、残り約130メーターになります。その間に、鯉沢にゲートが2つ、鯉沢は農業用水路なので、ゲートを設けます。それに伴いまして、国道354号の排水が今現在鯉沢に流入しております。その間、鯉沢に流入手前でボックスカルバートに穴をあけまして、直接ボックスカルバートの中に布設、流入ですか、を考えております。この事業につきましては22年度ということで、一番早く解消されると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

[2番 石内國雄君発言]

2番(石内國雄君) 上下水道課のほうで、雨水の対策事業を一生懸命やっておるということで今説明があったわけなのですが、玉村町には八ザードマップというのがあります。洪水のハザードマップと、それから地震のハザードマップがあったかと思います。洪水のハザードマップを見てみますと、はんらんということで、洪水とかはんらんという形でなっているのですが、その中で川から水があふれる外水のはんらんを想定したハザードマップで、コメントがわざわざ書いてありまして、町や地域に降った雨がそのままたまって流れる内水のはんらんには対応していませんということなのです。この間のゲリラ豪雨というのは、まさにこの内水のはんらんになるわけです。それの対策というのが、いろんな形でこれから必要になってくるかなと思います。

先ほど上下水道課のほうで説明していただいたものについても、今まで町の行政のほうで対策をとっておるのは、この洪水のハザードマップと同じように、いわゆるキャサリン台風とか大きな台風、洪水を想定した中での雨水の対策が、まず主流になっているのかなと思います。気象が変わってきている中で、どちらかというとそういうものも何十年に1回はあるかもしれないけれども、逆に言うとゲリラ豪雨のような内水のはんらんのことが多く出てくるのかなというように感じておるわけです。町でも、ぜひその対応をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それで、これ中央大学の理工学部の山田教授のちょっと記事が載っておったのですが、ゲリラ豪雨ということについて説明しておりまして、1時間に100ミリを超える雨を局地的に降らせるものであると、これの対策として一番有効なのは何かというような話がありました。その中には、貯留、要するにためてとどめておくということです。例えば穴を掘って、そこに一時ためる、または貯水槽をつくって置いておくというようなものが最も効果的であるし、例えば道路なんかであれば浸透性の高いもので道路をつくるというような形にすると、軽石とか珪石を使っていただくと水が道路に冠水するということではなくて、道路の中、下に行くというようなことが書かれておりました。藤岡市の、

前の藤岡高校があったところが教育センターになっていると思うのですが、そこのところを見ますと テニスコートが1面あるのです。実は、そのテニスコートが2メーターぐらい掘ってあるのです。そ こをちょっと見てみますと、これは貯水槽というふうに書いてありました。雨が降ったときの雨水対 策のための貯水槽として使えるようにしてあって、通常はテニスコート。雨が降ったときには、はん らんを防ぐためにそこに一たんためるというようなことを考えてやっておるようです。また、町田市 なんかは今は洪水のあれは余り聞かないですが、あそこは開発の途中のときにはかなり内水のはんら んが多かったようです。そこで、町田市のほうでは開発するときに今の貯水槽とか、そういうものを 計画的に建築する、また市街を開発するときにそれをくっつけて開発をしたところ、今現在は内水の はんらんがほとんど記事にならないというような状況になっております。

玉村町は、以前と比べまして農地で水をのみ込むところがだんだん少なくなってきて、住宅街がふえてまいります。また、今までの水の流れだけを考えた行政ですと内水のはんらんというのはなかなか防げないし、常日ごろこの災害が起こってしまうのではないかなというふうに考えるわけです。また、先ほどの7丁目のところの特徴を見ますと、354は低くて藤岡大胡線が高いのです。当然7丁目の信号のところに水がたまるような状況になっています。その水を何とか排水路とか側溝を利用して、雨水対策の工事をしているところにスムーズに流してあげて、災害が起きないようにするのが非常に大事かと思うのですけれども、きめ細かな災害対策としての、また含めたところで町の開発、また道路整備、そういうものをやっていただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 24日の、これはゲリラ豪雨かなと思うのですけれども、40分間ぐらいの間に100ミリという集中豪雨がありました。

今や、石内議員さんが言ったように内水のはんらんという形、今までの玉村町は田んぼが非常に多かったですから、田んぼというのは貯水池になったわけでございます。田んぼに水がたまって、内水のはんらんはある程度防げたということですけれども、その辺が大分住宅地がふえたために、内水の水を貯水する能力が薄れたということです。そのために、今滝川に水を流すという形で3本の線を工事しているわけでございます。それと同時に、私の今の考えでは、この3本が完成すればある程度、100ミリということではないのですけれども、雨水の対策はできるかなと考えております。ただ、これはなってみないとわからないというのはあるのですけれども、特に……上飯島の鯉沢の水については、これが滝川に流すことによって相当の水が分散されるということでございますので、その辺については一番今後の方針としては期待をしているわけでございますけれども、そのほか今までと違った形の雨水対策というのは、今後考えていかなくてはいけないかなと考えております。ですから、この3本を早く完成するということが第一でございまして、それでいいということではなくて、その次にできる手だてというものを考えて、7月24日の雨の中で床下浸水などが起きないような、そうい

う状況にしたいなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) ありがとうございました。ぜひ考えていただきたいと思うのですが、雨水対策事業のやつでいきますと、大きさとか、そういう形の管の太さとかいう形でいきますと、いわゆる100ミリというようなものだと対応できないのではないかなと、せいぜい六十何ミリなのかなと思います。

また、ゲリラ豪雨的な形のものは集中しますので、なかなか流れがうまくいかないで一遍に来てしまいますので、特異的なところはそれなりに手を打たないと難しいかなと思います。特に今の7丁目、下新田地域については国道のところが冠水をしてしまう、その水をどう逃がすかということも大事ですし、その地域のところにかなり水があふれて、多くの方が区長さんとかいろんな方に苦情を言ったり、状況を見てほしいとかという形でいろいろあったようでございます。あの地域は、やはり地形的なものとか、そういうものでどうしても水があふれてしまうのではないかなと思います。それで、雨水対策の上飯島に行くやつの流域を上下水道課のほうからちょっと資料を見せていただいたのですが、ちょうど354を境にして、354の北側は流域内に入っておりました。逆に言うと南側は、そこへ逃がすための範囲に入っていないということなのです。ですから、ちょっと見直しをしていただいて、そこも取り込めるような形のもの、特にあそこは毎年というわけではないですが、何十年に1回とかは必ずそういうことが起きてきたということもありますし、またこれから集中豪雨的な形になりますと今の道路の舗装状況からいきますと、ちょっと降ればあそこはいつもたまるのだなというような状況になろうかなと考えられますので、ぜひ早急に、例えば354で難しいですけれども、浸透できる舗装にし直すとか、側溝を広げてがあっと滝川のほうへ持っていけるようなことを考えてみるとか、またちょっと穴を掘って貯水槽をやるとかというようなことが大事なのかなというふうに思います。

実は、きょうの上毛新聞に国交省の記事が載っておりました。これは、こういう記事でした。いわゆるゲリラ豪雨とか、そういう形の洪水とか、そういうものに対応しての話なのですが、国土交通省はゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水を地下などに一時的にためる貯水池やため池の貯水量をふやす地方自治体への支援を強化する方針を固めたと。国の補助要件の緩和を来年度予算の概算要求に盛り込んだという記事が載っておりました。ですから、今言ったような形のものを玉村町が該当してもらえるかどうかちょっとわかりませんが、国のほうも、いわゆるゲリラ豪雨とか短期的にばっとなるようなことを重要視して対策を考えてきているということですので、やっぱり現場の地元の町の行政としても積極的に状況を把握して、それの改善に努めるべきかなと考えております。町長、この辺はいかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) そのとおりだと思います。今の7丁目の件について石内議員さんのほうから話がありましたように、北側については鯉沢のほうに逃げるということでございますし、南側についてという話がありました。北側の水が鯉沢に逃げれば南側の水と合算しないわけですから、かなりの量が減るということでございますので、その辺について今後南側をどうするかというのもありますけれども、まずは鯉沢のあれを完成させるというのが第一かなと考えております。

また、国交省のほうの今の記事がありました。そういう話は前にも来ていまして、1つはゴルフ場の下をそういうふうにしたらというような話も以前国交省のほうからありまして、そういうのが計画されているということは十分あるのですけれども、玉村町については具体的に今どこであれをするかというところまでまだいっていないというのが現状でございます。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

[2番 石内國雄君発言]

2番(石内國雄君) 状況は把握していて、具体的にはまだ何もしていないということなのですが、 それをちょっと一歩踏み出していただいて、具体的な検討を始めたいというお答えをいただければと 思いますが、いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) ちょっとその辺について、都市建設課長のほうから何か計画の話をさせます。 議長(宇津木治宣君) 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 水の話、この間の突発的な雷のは初めてだったと思います。私も40年近く土木の仕事、結構長いのですけれども、それ以外は大体秋の台風ということで、自分の記憶の中でもぱっぱっというのは46年とか44年とか、あと平成10年のとき利根川いっぱいになったとか、そういうのはみんな台風なのです。その後に、その時期、田植えの時期がこの間でちょうど田んぼがのまなかったというか、保水しなかったというのが一番大きな原因で、貯水的なものが、玉村町の能力が飽和状態で、そこへきて上からどさっと降ったということで一時的になったかと思います。

それと、先ほど聞いていますと354から北の鯉沢沿いに、ずっと今新滝川から抜く計画をつくっております。354から南については、その3本が今度は接続になってきますと、途中にも東西線の道路があります。新滝川沿いに、例えば観照寺の前にも1本あったり、あと旧滝川のところにもあったり、そういうところはみんな排水が機能しているわけです。ですから、その部分については新しい、最終的には3本できる道路へみんなつながるわけですから、下ですから。そのところへ口をあけていけば、354から南のところの排水も心配が多少はなくなってくるのではないかなとは思っております。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

[2番 石内國雄君発言]

2番(石内國雄君) 私がまずこれを取り上げたのは、現実に災害があったということもあるのですけれども、一般質問の冒頭にちょっと話ししましたように、気象とか、そういうのがいろいろ変化している中で、今までのように大きく3日間振り続けるような台風とか、そういうのとは違った形で災害が起こることが多くなってきたのかなということを感じているわけです。そうしますと、その集中的にぱっと来たときにも対応ができるように検討はする必要があるのではないかなと思っておるわけです。例えば保水の関係でいきましても、今度の東毛広幹道がばあっとできますと、あそこはまさに保水をしません。その分は流れるという話になります。そこも考えた上で雨水対策をちょっと検討したりとか、ゲリラ豪雨とか、そういうための検討、まだ実施とかなんとかという話はしていないので、検討する考えはないかという話をしているだけです。まず検討を始めて、実態を確認しながら、これで大丈夫なのか、これをこういうふうにしたらもっとうまくいくのではないか、このような観点が必要かなというふうに思って質問をしておるわけです。町長、いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 7月24日の集中豪雨については大変参考になりました。

今まで、今課長が話したとおり長年の中でああいう経験はなかったということでございますけれども、私も行政に携わった中ではそういう経験は初めてございまして、そういう突発的な、あれは災害に近いものではないかなと思っております。そういう中で、その後関係課あわせまして、集中的な、突発的なときにどういうふうな行動を我々はとっていくかと、どういうふうに町民の安全を守るかということで今検討はしております。している最中でございまして、それにも対応できるような形で今後していきたいと思っております。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) ぜひ検討していただきたいと思います。

いろんな形で、勝負のときに何かがぱっと起きたときに、それにすぐ対応することが勝つ形になりますので、それを見逃してずるずるとすると対応がおくれて、なかなか前に進めないという形になるかと思います。ぜひ機敏な感覚で対策をいろいろ検討していただければありがたいなと思います。

以上で質問のほう終わります。

午後1時55分再開

議長(宇津木治宣君) 引き続いて一般質問を行います。

次に、1番笠原則孝議員の発言を許します。

〔1番 笠原則孝君登壇〕

1番(笠原則孝君) 皆さん、本日は9月に入っても相当暑い気候ですので、昼下がりの一番眠い時間でもありますので、皆様方に退屈して飽きられないように頑張ってまいりたいと思います。では、まず議席番号1番笠原則孝でございます。これより議長の命により通告書に従い一般質問をさせていただきます。

1番、町村会海外行政視察について。早速ですが、町長が7月12日から19日までの8日間、関東町村会主催で海外視察に行ってこられました。視察地は、オーストリアの首都ウィーン、これはもうほとんど音楽のまちです。モーツァルトなんか出たというところで、これは環境対策の研究をされてきたと思われます。そこで、これがどのように我が玉村町に生かされるか、まずお聞きしたいということです。

次は、そこでまちの中心に今度ドナウ川が流れているハンガリーの首都、皆さん知っているとおり ブダペストの農業対策がどのようであったか、その辺をお伺いしたいと思います。

3つ行きましたので、最後にヨーグルトと大相撲の琴欧州でおなじみのブルガリアの首都はソフィアなのですが、町長が訪問されたのは、そこから180キロメートルほど東のバルカン山脈のふもと、私が調べたのは約1,325メートルぐらいのところです。カザンラクというところで、そこでこれから一番玉村町でも重要視される地場産業育成と地域振興事業がどのようであったか、そして玉村町にどれだけ参考になるかお聞きします。

何しろ町長は、行政の長として意気込みが熱く、旅費の半分を自己負担してまで参加された熱の入れようです。その意図を伺いたい。また、町からの出張旅費の取り扱いはどうなったのか、そのほう も聞きたいということでございます。

次に、第2に国道354バイパス供用開始に伴う対応策について。1番として、幹線沿道の開発について。あれだけの道路の幅員とインターとの周辺の開発をどのように考えておられるのか。また、それなりの青写真構想がおありになるのか。さらに、現在北関東自動車道、前橋南玉村インターチェンジ周辺、つまり前橋・玉村線西側にベイシア、東側にコストコ、何かこれ調べましたらアメリカ版スーパーマーケットの会員制と。量が多くて、アメリカ並みの業務用スーパーみたいなもので、この近くには入間市にあるそうです。というところが工事を進めており、造成が終わり、建物の建て方にベイシアのほうは入っておられます。あれを見てどのように考えておられるのか。また、あの場へのアクセス道路として板井のところにある道路の延長、あの橋はいつごろかけるのか。また、スマートインター周辺に大型施設の勧誘等は考えているのかお伺いしたいと、こういうことでございます。

次に、2番目としまして通学路の児童の横断についてはどのように考えておられるのか。何しろ1日の通行量が、これ試算ですけれども、全部4車線開通になりますと7万台を想定しているそうです。7万台と言っても、ああ、そうかと思うかもしれないけれども、玉村町の人口の2倍です。玉村町の人口の2倍の車が通過すると、こういうことなのですから。それを役場の北の道路は、当初高架の……いろいろと計画であったが、幅員が広い、児童が横断するのに一呼吸するくらいで、先頭の人が渡り切っても、後ろは信号が変わってもまだ渡り切れない。子供たちは、前が行ってしまうとずるずる、ずるずると行く本能がある。こんな中で、交通安全の対策をどのように考えておられるのか。参考までに、横断して登下校する児童の人数は、玉村小学校区で新田が37人、板井が173人、斎田が78人、計288人がここを通過するようになると思います。また、そして少し東へ行きまして、玉村中央小学校区では福島が146人、南玉は203人、南玉においては南北を分けていないので、この数字がそのままとはいきません。そして、下之宮135人、ざっと484人が横断するための安全対策はどのようになっているのか聞きたいということでございます。

最後に、特産物直売所の建設はいかがなプランを持っておられるのか。インター西、高崎市の物産直売所、東側、柴町と駒形線の通称柴駒線上の県道、高崎・伊勢崎線の十字路方向の宮郷地区にJA佐波伊勢崎の直売所、通称からか~ぜ、これが10月16日の土曜日に開所式の予定で工事が進められております。この概要を申し上げますと、土地面積8,300平米、農家の人でいうと8反3畝です。坪数で申し上げますと2,500坪、建物1,000平米です。また、坪数でいう303坪、参考までに取得金額は土地、建物で約4億円強という規模で、最終的には年商6億円を見込んでいるというが、我が玉村町ではどのように考えてこれからの直売所並びに道の駅の構想はどうなっているのか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 1番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、私が行きました関東町村会の海外研修についてでございます。7月12日から19日まで、群馬県は私と昭和村の村長と2名が参加しまして、関東全県で随行を合わせまして約25人で行ってまいりました。大体二、三名というのが各県からの参加者でございました。これは、東欧、オーストリア、ハンガリー、ブルガリア、非常に経済的に厳しい地域でございます。その辺が今回の旅行の目的でございまして、その厳しい地域でどうやって国民の皆さんが生活をしているかということでございます。目的は、先ほど笠原議員が申したとおり環境問題、それにほとんどが農業国でありますので、農業問題ということでございます。行って、農場だとか農業試験場だとかというのを見学してきたわけでございます。

最初に、質問の中でウィーンというのがありまして、たまたまことしの世界の住みよい都市の10傑

というのがありまして、第1位がウィーンでございました。第2位がチューリヒ、第3位がジュネーブということで、そのウィーンの第1位の国に行くということで大変私も興味を感じまして、ウィーンがどういうまちであるのか、どういう人たちがどういう気持ちで生活をしているのかと、その辺を見てきたいなということでございます。

最初は、環境問題が一番の主力でございまして、ウィーンのまちへ行きまして、次の5つが大変特徴がありました。まず1番は、通勤、通学の主力が自転車であると、自動車は非常に少なくて路面電車が東西に行き来していると。この自転車のために、歩行者歩行道路とサイクリング道路が全市内に完備しておりまして、その道路がすべて木陰になっていると。ですから、日本のような花が咲いてサッキが植わっているとかという、そういう街路樹ではございません。大きな木で全部覆われていまして、その木の下を、この暑い夏でございますけれども、歩くか自転車で通勤、通学をすると、そういうまちでございました。

もう一つは、ごみの分別が非常にいいということでございます。このウィーンの市民そのものがまちを観光として売り出す、世界じゅうに売り出しておりますので、まちをきれいにしようという美意識というのですか、そういうものは本当に世界一の美しいまちと言われるぐらいごみの処理だとか、そういうものもよくできていたというのでございます。

そして、もう一つ観光ということで、中世の古い町並みを大事にしている。石の文化でございます。 ほとんどが道路は石畳でございまして、建物も石の文化、ほとんどの建物が日本でいうと5階、6階 建てぐらいの建物でございます。そういうものがまちになっていると、そしてそういう古いうちを今 でも残しているということでございます。

私が一番ここで感じたのは、やはり今後日本も非常に暑い夏になってきました。こういう中で生活をしていくために、今までの生活様式から変えなくてはいけないかなと感じております。その中で一番のポイントは、まずは緑をふやすと、川を、水を町の中にためる。先ほど石内議員さんから洪水のためにもなるということで、ため池のような話が出ましたけれども、こういうものを町の中につくっていって、緑と水、これが暑い地球を守る、我々の生活を守る第一ではないかなと。その辺が、ヨーロッパのまちではもう既にできておりまして、朝はほとんど自転車と歩きの通勤、通学、そういう人たちが、向こうも36度ぐらいの暑い日でございましたけれども、木陰を自転車で走るということで、ほとんど街路樹は切っていないです。伸び放題という街路樹でございます。それも道が広いから、伸び放題の街路樹でも交通の邪魔にならないということでございます。そういう中で、この自転車によるまちづくりというのですか、サイクリング道路、歩行者、それが非常に発達していると。車の交通量なのですけれども、ほとんど日本でいいますと20万都市程度の車しかありません。ですから、車というのは通学だとか通勤の交通手段ではないというのが国民の考えみたいでございまして、荷物を運ぶためには貨物自動車とか、そういうものを使っているのですけれども、このウィーンの人口が160万でございますけれども、日本でいう20万都市程度の自動車の量であると。ですから、ほと

んど信号で車が渋滞してとまっているということはございません。信号が青になると、一斉に車はすべて走り出していくという、まちの中はそういう状況でございます。

次に行きましたのが、先ほどドナウの真珠と言われていますハンガリー、ブダペスト。ブダとペストという両方の町並みが、ドナウ川を挟んで両側にあるわけです。これも世界遺産でございまして、ほとんど中世の町並みをそのまま残しているというところでございます。そういう静かな町並みの中で、郊外に出ますとすべて麦畑と、ヒマワリ畑がありました。その麦畑も日本の畑とは想像にならない広さ、玉村町ぐらいのところに、ほとんどうちがなくて麦畑になっているというものを想像していただければいいと思います。このハンガリーも穀物の自給率100%超えております。そういう中で、農業試験場等を見学しまして、農業に対する国民の意識というものを見てまいりました。

最後に、ブルガリアでございます。この国は、非常に貧しい、本来でしたらEUに入りたいのです けれども、なかなかEUのほうからオーケーが出ないという、それは経済的に非常に厳しい国である ということで、EUから許可が出ないという国でございますけれども、国民は非常に陽気で明るいで す。心豊かだなという感じでございます。我々が見たのは、先ほど笠原議員さんが、私が調べる前に 調べてくれました、バラの谷というカザンラク市ということでございます。このバラは、ほとんどが 共同作業で農家の人がバラをやっております。また、ここでは100年以上も前からバラ祭りという のをこの地域で行っております。だから、その地域の住民の皆さんの自治意識というのが非常に高い。 国に頼らないで、首都から離れているというのもありますけれども、自分たちで生きていこうという のが非常に高い、強い国でございまして、その辺の自治意識の強さというのを十分に見させていただ きまして、貧しい国であるけれども、非常に心豊かな幸福度の高い国であるということでございます から、私は総体に感じまして、これから日本も大変経済的には厳しくなるけれども、人間そのものは 何も経済的に厳しいから不幸になるわけでもないし、寂しくなるわけでもない、人間は心豊かであれ ば十分に幸せに生きられるし、楽しく人生が送れるのではないかなというのをこの旅行を通して見て まいりました。これから玉村町も非常に厳しい経済情勢になってくるわけでございますけれども、そ ういう中で人々の人間の幸せというのは何かというのを皆さんとともに、玉村町の幸せ度、住みよさ、 そういうものをこれから進めていきたいなというのが今回の旅行の私の感想でございます。以上でご ざいます。

2番目の質問でございます、国道354バイパス供用開始に伴う対応策についてにお答えいたします。東毛広域幹線道路は、まちづくりの骨格となり得る重要な役割を担っており、完成後には周辺市町村とのアクセス性が向上することから、当町の産業振興や経済発展への高まりを期待することができます。しかしながら、東毛広域幹線道路の沿線は圃場整備された良好な農地が広がっていることから、無秩序な開発を進めることは現在の豊かな田園風景を損なうおそれがあります。また、この沿線は市街化調整区域に指定され、著しく開発が抑えられている区域になります。しかし、町の発展を考えた場合、その利用について検討していくことは非常に重要なことと考えております。つきましては、

現在策定中である第5次総合計画や都市計画マスタープランの中で沿線利用についての方向性を検討し、都市の秩序ある発展と農業との調和を図りながら、町全体のバランスのとれた土地利用の方針を 定めてまいりたいと考えております。

次に、東毛広域幹線道路の通学路安全対策についてでございます。東毛広域幹線道路の開通予定については、平成27年度までに暫定2車線での全線開通、平成29年度までに完成型4車線での全線開通となっております。開通に当たっては、地域間を連絡する幹線道路でありますことから、相当の交通量が増加することが考えられます。先ほど笠原議員のほうから7万台という数字が出ました。私もこの7万台というのは、ちょっときょう初めて聞いた数字でございますので、大変参考になりますけれども、今までスマートインターの関係でいろいろ会議に出ておりまして、1万5,000台ぐらいの交通量になるのではないかなという話はありましたけれども、7万台ぐらい車が通った場合は、相当な玉村町にとっては、交通は大変ですけれども、メリットがあるのではないかなと考えられます。

当該路線は、町内中央部を東西に横断する道路であり、玉村小学校、中央小学校及び芝根小学校等の通学路を横切る箇所が出てきます。よって、その対策として通学路となる交差点には信号を設けるなど、子供たちが安心して登下校ができる環境を整えていただけるよう、これからやっぱり県及び関係機関との協議をしていくところでございます。交通が増加するということですから、まずは子供の安全ということが第一でございますので、今いいますと400人程度の子供たちがその道路を横断するということでございます。そういう中で、絶対子供の安全は守らなければいけないということで、これから県といろんな場面を使って協議をしていきたいと思っております。

次に、計画されている特産物直売所の建設についてにお答えいたします。国道354号バイパス供用開始に関連した直売所構想の進捗状況について説明いたします。これまで農産物直売所の必要性やその効果、設置意義等を検討し、玉村農産物直売所設置の基本コンセプトを地域住民と農業生産者の交流の場、玉村町の魅力を発信する基地、地域住民に愛される生活利便性と地域密着型、農業振興と地域内消費の拡大の4つのテーマとして掲げ、その実現のための準備作業を進めているところであります。

その過程で説明いたしました農産物直売所設置の基本コンセプトを達成するためには、議員ご質問のとおり国道354号バイパス供用開始及び関越自動車道スマートインター設置に関連する機会に合わせ、道路の休憩施設を兼ねた道の駅設置に必要な核となる施設として農産物直売所を位置づけ、建設を進めることが、総合的に検討した場合一番メリットが大きいと考えているところでございます。新たな道路の開通を起爆剤として、町並びに農業農村地域の活性化を進めるために今後は努力をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、私のほうの説明といたします。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) では、自席より質問させていただきます。

関東町村会の旅行の件なのですが、旅費のほうはどのくらいかかったのでしょうか。そして、その 支払いのほうはどうなっているか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) 通告にありませんので、資料のほうを持ち合わせていないのですけれど も、関東町村会の旅行ということで、町村会のほうで支払った部分と、あと個人負担した部分がある のではないかと思います。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) 何か個人負担があるというのですけれども、これ町長が出かけたのは公務で 出かけたわけですよね。公務で出かけるのに、個人負担はする必要はあるのですか。

〔「議長、休憩」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ちょっと休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 今回の訪問の旅費は100万円でございます。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) では、それ何か今総務課長が言うには、私的に払った部分もあると聞いたのですけれども、そちらのほうはどのようになっているのですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 関東町村会で半額出すということで、残りを行く人が利益者負担ということでございます。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) 私のほうでちょっと調べたら、同じ昭和村のほうでは何か6月の補正予算で とって行ったと。ですから、やはりこれいろいろ調べますと、何も町長払う必要ないのです、自分で。 まず、公務の旅行であれば、これは自治法第204条、条例の規定により全部払うべきなのです。な ぜそれなのに、お金がうんとあるのだろうけれども、払っていったかと。金額的にも10万円や20万 円の金ならいいのだけれども、今聞けば旅費は全部で約100万円だと、そのうちの関東町村会幾ら 払ったか、半分払ったといっても50万円、町長の給料が80万円にしても相当なものだ。だから今 聞いたので、それを半分払わないで、それは自治法の、公務で行ったのであれば全額出るのだから、 やはりこれはもらうべきではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 笠原さんが私のことを心配してくれてありがとうございます。こういう時世 でございますので、研修旅行でございますけれども、私も非常に東欧というのは昔から行きたい場所 でございました。ちょうどその場所が出たということでございますので、私としてもこのチャンスと して行ってきたわけでございます。そういう中で、こういう時世でございますから、自分で行くのだ から自分で出すのは、これはしようがないだろうということで出したということでございますので、 その辺でご理解をしていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) 自分で行くのだからといっても、町長これやはり公務で行ったわけでしょう。 公務で行くのなら本来、やっぱりこういう例をつくってもらってしまうと、今度ほかの人が行くとき に非常に困ると思うのです、はっきり言うとほかの職員さんたちが。これは、行政の長である長が、 首長がその辺ははっきり、確かに行政、財政的には大変だと思うのですが、その辺はやはりちゃんと けじめをつけて、出るものは出るので、これ経費でしようがないのですから、その辺をしっかりして いかないといろんな問題が起きて、正直な話、公職選挙法の199条の2項の寄附行為にも当たるの ではないかというふうにとられてもこれはしようがないですよ。だから、その辺はどうなのでしょう か。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

- 65 -

議長(宇津木治宣君) 笠原議員、もう一度。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) そうすれば、この旅費は、町長やっぱり請求したほうがいいと思うのです、私は。半分払って行ったとなると、やはりこれから次、課長さんなんかが何かで行く場合でも、正直財政がないのだから、でも行ってみたい、おれこういう研究をしたいのだ、これをちょっと学びたいのだというとき、やはりどうしても、旅費の半分出して町長が行ったのだからおれも半分かなというと、これ大変困るので、ぜひともこの問題は、町長は請求をしていただきたいと。正直な話、こんなことを言ってはなんですけれども、さきの62万円払ったのから比べればこれはさほど問題になるものではないですから、そうでなくても私は言いたくないけれども、きょうの朝刊にはあんな記事が載っていて非常に苦慮しています、はっきり言って。その辺はやっぱり町長はっきりしないと、何かあったからこういうふうにしたのではないかと勘ぐられますよ。この辺はやっぱりしっかりして、もらうものはもらう、払うものは払う、しっかりしてください。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 検討します。私も大変旅行が好きでございまして、議員になる前、町長になる前はサラリーマンでしたので、年に1回ぐらいは海外旅行に行っていました。でも、議員になってから、議員から町長になって十何年たつのですけれども、この間は海外旅行一度も行かずに、国内旅行は大変しましたけれども、行かないということで、久しぶりのヨーロッパ旅行ということでございますので、私もそんなつもりで勉強かたがた行けるのならということで、軽い気持ちで行ったわけでございますので、その辺でご理解していただきたいと思います。今笠原議員さんの言われたとおり、いろいろ庁内でそれは検討したいと思います。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) 公務で行ったのだから、やはり私費旅行ではないのだから。今町長の話聞いていると、半分私費旅行が入っているというような感じなのだけれども、そうではなく、やはりその辺のけじめをつけて、公務で行ったのだから全部足代から何からすべて公費で賄っていただきたいと。そうでないと、やはりつまらない疑惑をいただきますから、その辺はひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

[何事かの声あり]

1番(笠原則孝君) 以上ではないです。今のが以上、次はまだある。以上で今のは終わりと、質問のほうは。

議長(宇津木治宣君) 続けないと終わりますよ。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) では、続けます。そして、今のは最初のが終わったと、海外視察が。

今度は、354のあれです。そこになりますけれども、今ここに、余りやりたくないのだけれども、宣伝のためにこうやって、もう時期が遅い。こんなように、からか~ぜなんていうのは、そういう人たちがこんなの持って宣伝しているのです。宮郷のところに出る直売所、JA佐波伊勢崎でやっている。これ見ますと、もう10月の16日オープン、完成予想図ここにあるのです。このようなのでやっているので、一番問題なのは、玉村町の物産店つくるの何だのというときに、西に高崎市の物産店ができて、それからわずかあそこまでの距離が6キロしかないでしょう。その間にまたこれができたのです。それで、こちらもオープン。どうやっていくか、これを。

それで、今考えれば、今度は前橋南インターのところに、何だか知らないけれども、ベイシアがでかいのつくって、またそこにコストコが来ると。何だか知らないけれども、玉村町はドーナツ円状の真ん中になってしまったような感じになってしまって、これしっかりしてもらわないと、これから玉村町が住みよいからといっても、ただの通過点になっては困るので、玉村町に皆さん税金払って、玉村町の水道の水飲んで、御飯食べてやっているのだから、その点はしっかりやはり町のことを考えて、よその町に負けないように、逆にこういうものを利用して相乗効果でやってやれる方策をひとつ、どなたさんでもいいけれども、持っている人がいたらお答え願いたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 高井経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 物産館の構想でありますけれども、経済建設常任委員会等とも各地域の農産物直売所を中心とした物産館のほうの視察をしてきております。その中で、町としては町長もよくお話をしているかと思うのですけれども、スマートインターのところの入り口、玉村側に物産館のほうを建設したいということであります。当初計画では、約900平米ほどの建物の面積、売り場面積で計画をしておったところなのですけれども、建築確認等の問題がございまして、物産館、その売り場だけでは300平米を超えてはなりませんというふうな建築確認のほうの制約がございます。その辺を土木事務所のほうと交渉のほうをしてまいっておるわけですが、最終的には900平米の建物面積というのは、ちょっと無理ではないのかというふうに考えております。300平米の直売所の売り場面積プラス、農産物の加工施設を含め、また休憩施設等も含めて何とか、900までいかないのですけれども、500、600といったふうな、500、600平米ぐらいの面積を何とか確保して建設できればというふうに今考えているところでございまして、ほかにここは調整区域でございますので、農振地域、農振法のほうの網がかかっておりますので、農政サイドのほうの、そちらのほうの農振地域を外すために、こういう施設ではどうかとかいう交渉のほうも県の農政サイドのほうと検討を重ねているところでございまして、今のところ一番問題になるのは、先ほど申し上げましたとおり建築確認のほうの分野でどのくらいの面積が確保できるかというところで、今県の土木と交渉して

いるところであります。

なお、場所については今言ったようなことで検討しているわけですが、これもここで確定したということではございませんので、ここでつくった場合はこれぐらいのものをつくりたいというふうなところで今検討しているというところであります。

なお、済みません。高崎地区の物産館とか直売所につきましては、当町としましても高崎市との協議を重ねております。その中では、高崎市としまして今の段階で、ここにどのぐらいの規模のものをつくるというようなものは一切公表していないというふうなことを市のレベル、町と市でその辺の話し合いはしております。つくるからには、かなり大きなものをつくるというふうな市の考え方はあるようですけれども、それがここ1年、2年、3年というふうな間の中で高崎市がつくるというような計画は持っていないということでありますので、つけ加えさせていただきます。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) 今話聞きますと、354のインター、開通がたしか23年度ですよね。それ造成、今から買収して、場所的には今聞きましたけれども、あの場所で大体経営するJAさんとか、その他農家の人は納得しているのですか、今のインターのところでということで。私それちょっと聞くのですけれども、何かまだそこまで周知されていないように感じるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) あそこの場所については、大体ここだということで今お話ししたとおりなのですが、その辺で農家の方々全部の意見を聞いているわけではございませんけれども、当然 広幹道が一気に突き抜けるわけでございますので、今車社会でありますので、農家の人があそこまで持っていくのに大変だとかという話は聞くのですけれども、実際には車で持っていくわけですので、その辺の距離はそんなには問題にならないのではないかというふうに思っております。

なお、それよりも場所等がいい場所であって、そこが確かにお客さんがいっぱい来ていただいて、 そちらのほうの売り上げが伸びるというふうな場所であるところのほうが、当然農家のほうも喜ぶこ とだと思いますし、それから買い物をする町民の皆様も、そういうところへ行きたいというふうに思 っていると思います。その辺を全員の方に聞いたわけではございませんけれども、総合的に判断して、 あの場所が一番いいのではないかというふうに今のところ考えております。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

[1番 笠原則孝君発言]

1番(笠原則孝君) そうしますと、開通とともに道の駅並びに物産店ですか、直売所、これは同時ぐらいに店開けるのですか、その辺はどうなのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) スマートインターのほうが、用地買収のほうが少し長引いているようでございます。話によりますと、スマートインターのほうのできるのが平成24年度になると、1年ほど先にいったというふうな話を聞いております。当然そのスマートインターの開通に合わせて建築できればというふうに考えておりますので、そちらのほうで調整のほう図っていきたいというふうに考えております。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) そうしますと23年度、すなわち平成24年4月1日にはちょっと無理だという考え今出ているのですか、その辺はちょっとまだあれなのですが。では、それに間に合うようによく町のいろんな農業関係者の人と根回し十分にしてください。まだ私ちょっと農協のほうも係やっているので、まだそっちのほうの話が全然来ていないよ、また町はあれかい、箱だけつくっておれなんかにぽんとやらせればそれでいいのかいと、こういう意見もありますし、場所においても、あそこにつくってもどうしようもないのではないかと、逆に今の消防署の西へつくってという案もあるのですが、これはまたからか~ぜが近いのだし、本当に真ん中でどうしようもないのだと、いっそのことやらないほうがいいのではないかという意見まで出ているので、その辺をちょっと早急に考えて方向性持っていかないと、やはり大変だと思います。できました、開通してインターできて、ひたちなかから1時間ちょっとで来てしまいますけれども、何にもないのですなんて、こんな田んぼしかないのだと、そんなのではしようがないので、その辺をちょっと早急に、やはり農業関係の人と話し合いを持って早急に進めるようにひとつよろしくお願いいたします。

それともう一つ、まだ時間がありますので、今度は幹線道路、児童の横断です。この件なのですけれども、道路としては200メーター置きに一つずつ何かつくるらしいですね、伊勢崎市から聞きますと。そうすると、学校に通うのにやはり相当距離が出てしまうと、その辺の考え方並びに、今言えばそこで信号機をつけてやると。信号機をつけても、先ほど私が言ったように幅がもう長いのです、あれ60メーターからあって。正直な話、また大体手押しの信号というのは少ないところで1分いきませんから、子供の足でちょこちょこというと本当に渡り切っても、後ろは渡れないけれども、お姉ちゃん、兄ちゃんが行ってしまったから続いていくというようなことが起きますから、この間も何かそこのところで事故もあったようですけれども、玉村町の人が。そんなので、やはり気をつけて、できれば隧道で下へ潜るとか、それとももう恐らくやらないと思いますけれども、玉村中央小学校のところみたいに横断歩道にするとか、だけれども、メーンのところは、子供たちの下校のときはばらばらなのです。朝はいいのです。正直な話、みんな旗持った人がいるけれども、下校時そうにやっているところというのはほとんど見ないのです。問題の事故というのは朝起きません、ほとんど。大概下

校時に起きるので、その辺の考え方としてはどうなっているか、ちょっとお聞きしたいのですが。 議長(宇津木治宣君) 都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 広幹道について、広幹道から北の学校区、玉小の北、玉小にすれば 児童数の半分以上が、北にいる児童の方が玉小へ通うというような現状だというふうに認識しており ます。県との協議の中では、とりあえず平面交差で通らせてもらう、その場所には信号機つけてくだ さいということになっております。前回の議会のときにも質問いただいて、その当時も私答えたかな と思いますけれども、中央小の東にある横断歩道橋、それは道路が平成13年の暮れに玉村大橋の開 通式があったかと思います、寒い時期に。そのときには、まだなかったと思います。その後に、地域 の方、PTA、いろいろの方、町のほうでもそれを後押しするような形で、土木事務所に要望して歩 道橋ができたかなというような記憶であります。ですから、この箇所のところへ歩道橋、北から来る 部分、西から見ますとスマートインターの東のところに1カ所、それは高崎市の地権者の方等の話の 中で、道路が1本平面交差になるのかなと思います。それと角田病院さんの通り、それと上新田地域 の3、4丁目の方々、農家のための道路が2本あるのですけれども、そのうちの1本を今、先日も農 家の方々と協議して、警察のほうへは平面交差で暫定的な形でもつけてほしいということを要望して、 また県警のほうへ強く土木事務所のほうからも歩道橋として横断歩道、平面交差として残してほしい というような要望を挙げていただく予定でおります。努力していただけるということの約束をしてい ただいています。あとは、前橋・与六分線、それは南のところに1本、西がなくなりますから、その 1本のかわりに町のほうでは今回補正予算の中に設計費を見ておりますけれども、それを玉高の裏の 与六団地の裏の通り、そのところまでを平面交差で、開通したときには通ってきていただけるように、 暫定的に5メーター程度の大型車の入らない道路を1本つくろうかと計画をしております。9月補正、 それで話が決まれば12月の補正でまた用地買収費、3月補正で工事費、そして23年度の6月まで に仕上げていこうという、そんなような意気込みでこの間は説明会をしてまいっております。

それと、玉高の通り、それと今斎田の子供たちが通っている場所が少し東へ移ります。それは、玉小の西の道路が、北へ延ばして将来的には両崎県道のほうへ延ばすような計画で今持っております。ですから、その道路のところが大きな道路の平面交差になりますので、そこへは信号機等、それと現道の藤岡・大胡線のところは高盛土からおりたところですから、それは平面交差、昔は高盛土のときにはあそこはボックスカルバートだったのですけれども、西の部分が平面の道路になっております。ですから、町と土木のほうで協議をして、結果的には平面交差等で調整できるのですけれども、最終的には仕上がったものは警察の範疇の中に全部入ってしまいます。規制をくれるのも、全部スピードを決めるのも警察の範囲ですから、警察のほうで信号の長さや何かいろいろ調整していただいたりするのはできるかと思います。ですから、6年生のあとを1年生が追っかけるということなく、ゆったりと渡れるようなある程度の長い時間を設定していただいて、ゆったりとはいきませんけれども、横

断歩道を安全に渡らせていただく方法、もしくは次には歩道橋というような形で町のほうでも要望していきたいと思っております。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) その次、今度は前橋の南インター、そこへやはりベイシアさんとコストコさ んができるということで、玉村町から、遠くから見ると非常にいいのですが、何しろ橋がないのです。 先ほど言った道をずっと行ってですけれども、板井のちょっと東部分ですか、あそこへかかる橋。あ れは、いつごろかけていただけるのかという声が出ているのです。向こうにあれだけすごい、ベイシ アさんがつくると、正直な話、玉村町にあるカインズホームさんも閉めてしまうらしいです、上之手 も。そうすると、ああ、弱ったなという人もはっきり言って出てくると思うのです。そうすると、も うみんな向こうへ行けと。ところが、向こうへ行けというのだけれども、矢切の渡しではないのだけ れども、橋がないからどうにもならないと。福島橋はあのとおり込むと。だから、早急にあれを県か 何かに陳情して、もう早急にやってもらわないと、何で大型店ばかりあんなに、よくわからないけれ ども、県もそうなのでしょう、調整課へ行ってよく言ったほうがいいのだ。あんなの許可してしまっ てさ、おれに言わせれば玉村町よりも全然向こうのほうがあれですよ、農振地区の優良地帯だ、あそ こは。うちのほうなんか洪水でやられてしまったのだから、それだってやってくれないのに、向こう なんか洪水関係ないのだから、それなのにあんな優良地をぶさんと農振から外してしまって商業地区 にしてしまってさ、それで玉村町の今度はこっちにできるところは全然だめだよと、いつになっても 田園、田園と、名前だけ田園でさ、やっていることは最低限だから、これではどうにもならないので、 よくはっきり言って、もうこういうわけでこうなので、えらい出ているのだからということで、正直 な話板井から向こうへ行くところ、橋を早急にかけてもらいたい。そうでなければ、あんなものでき たって何にもならないし、それで玉村町にあるのがみんな向こうへ引っ越しされてしまって、さんざ んっぱら食い荒らされて向こうへ行ってしまうというのは、これではもうどうしようもないので、そ の辺はやはり皆さん行政のプロなのだから、よく県のほうへ行って話をして、陳情して、早急にあそ こ橋をかけるようにしていただきたいのですが、その辺の計画はどうなっているのですか、お願いし ます。

議長(宇津木治宣君) 笠原議員。

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

- 71 -

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番(笠原則孝君) では、残り時間もテンミニッツなので、この辺でやめて休憩といたします。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。3時に再開いたします。

午後2時45分休憩

午後3時再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 続いて一般質問を行います。

次に、8番島田榮一議員の発言を許します。

[8番 島田榮一君登壇]

8番(島田榮一君) 議席番号8番島田榮一でございます。通告に従い質問いたします。質問に先立ちまして、傍聴人の皆様には大変残暑厳しい中でご出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、ことしの夏は大変暑い夏でありました。梅雨明け以降、異常なまでの高温が続き、多くの方が熱中症等で救急車で搬送されたり、まさに弱者や高齢者には本当に厳しい夏でありました。また、ところによっては集中豪雨によりがけ崩れや、鉄砲水による洪水等により、多くの犠牲者が発生しております。世界的に見ても、異常気象によりパキスタンをはじめ多くの地域で洪水等を中心とした自然災害が多発して、いまだに困窮をきわめております。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は、福祉行政について何点か質問をさせていただきます。先般の新聞、テレビ等で話題となり、報道された100歳以上の高齢者が所在もわからず、生存もわからないというようなニュースを聞いて、荒廃した社会がここまで来たかと愕然とした一人であります。本当に物で栄えて心が滅びると申しますが、今の世相をあらわしている出来事かなと感じるわけであります。隣の人もわからないような都会だから起こることかなともいろいろ考えるわけでありますが、当町には当然このようなことはないものと信じておりますが、当町の現状についてお尋ねいたします。

次に、2項目めとして少子高齢化社会の中で、今後老人のひとり暮らしはますますふえることが予想されます。元気なひとり暮らしでは問題はないのでありますが、体の弱い人や高齢者のひとり暮らしの方の安否確認はどのようになさっておられるか、お尋ねいたします。

次に、高齢者及び弱者への対応で、民生委員の役割はますます増大するものと思われます。民生委員の組織及び活動内容はどのようになっているか、伺います。

次に、今の社会を見ていると、我々の感覚では到底理解できないような事件、事案が起きております。最初の質問にもありますように、高齢者の親の死亡も届けずに、始末もしないで白骨化させて放置しておくというような事件、あるいは児童虐待によって食べ物を与えないで死亡させるとか、常識では考えられないようなことが余りにも多過ぎる。だれが見ても、今の世の中少しおかしいぞと感じるところであります。どうしてこういう世の中になってしまったか、私なりに思案してみたときに、国を思い、地域を思い、家族を思うきずなが希薄になってしまった社会の到来のように感じるわけであります。このことについての見解を伺います。

次に、大きい項目の2番目として、治安対策について伺います。当町にある群馬県立女子大学は、 創立されて既に30年近くたつと思いますが、この女子大学があることによって、どれだけ玉村町の イメージアップになっているかはかり知れません。経済効果はもとより、教育、文化の向上に大きく 寄与しているものと考えるわけであります。したがいまして、この玉村町の宝であり、財産である県 立女子大学を安心、安全な教育環境によって、大学のさらなるイメージアップを図るべきと考えます。 当局の考えをお尋ねします。

先般アクティブシニア玉村の提案により、女子大安全パトロール隊が結成されました。不肖私も15名の隊員の一人に名を連ねさせていただいておりますが、もう少し早い時期からこうしたものがあってしかるべきではなかったかと私は思うわけであります。県立女子大学は玉村町の宝だという認識を持てば、おのずと女子大の生徒を守り、安心、安全を確保した教育環境をつくり、親にも生徒にも信頼される大学に育てる、これが玉村町の務めであり、総力を挙げて応援すべきであると考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

次に、大きい項目3として、防災対策についてお尋ねいたします。自主防災組織の重要性については、今までにも何回か質問と提案をさせていただきました。たしか川井が第1号でいろいろと提案させていただき、その後12地域ぐらいで組織が立ち上がったかと記憶しておりますが、その後なかなか進展が見られず、足踏み状態のような状況であります。その後の状況、働きかけ、工夫等はないか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 8番島田榮一議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、福祉行政についてでございます。全国で所在がわからない高齢者が相次いでいる問題についてですが、当町においては毎年行っている慶祝訪問において100歳以上の方に直接会い敬老祝金や慶祝状をお渡ししており、基本的には所在がわからない方は現在はおりません。また、この問題が発覚後には県からの調査もあり、介護保険の利用状況を確認し、100歳以上ですべての方が介護保険のサービスを利用していることから、存命であることが確認できております。

次に、ひとり暮らし高齢者の安否確認についてですが、現在町では民生委員が月に1回自宅を訪問するお元気ですか訪問を行っていることや、緊急通報装置の設置や週に1回の給食サービスにおいて安否確認を行っているところであります。

次に、民生委員の組織及び活動内容についてお答えいたします。民生委員は、民生委員法に基づき社会奉仕の精神を持って常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としており、市町村の区域に配置された民間ボランティアとされております。民生委員法の第3条によって設置が定められ、市町村に設置された民生委員推薦会の推薦、これを都道府県知事が推薦、によって厚生労働大臣がこれを委嘱します。また、児童福祉法、これは第16条によって児童委員を兼ねることとなっています。任期は3年でございます。民生委員児童委員定数の配置基準は、市区町村の規模によって決められます。町村では70から200世帯ごとに1人、人口10万人未満の市では120から280世帯ごとに1人、中核市及び人口10万人以上の市では170から360世帯ごとに1人となっております。

現在玉村町には、54人の民生委員児童委員、今後これを両方あわせて民生委員と略させていただきますけれども、この民生委員がおります。その中に、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が3名、厚生労働大臣によって指名されております。この54人で構成する組織を民生委員児童委員協議会、これは通常民児協と言われております。民児協には、互選によって選ばれた代表者、これ会長でございます。会長がいて、毎月1回以上定例会議を開いております。民児協の年間事業として、ひとり暮らしの高齢者の安否確認のため毎月実施しているお元気ですか訪問や、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の調査、敬老祝金の配付、施設入所者調査、歳末助け合い該当者調査、次年度ダイヤモンド婚・金婚祝い該当者調査、就学援助の聞き取り調査、紙おむつ支給事業等、多くの調査や事業を行っております。

また、日常活動の中で住民の生活状態を把握し、援助を必要とする人が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言、その他の援助を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供や援助を行っております。さらに、社会福祉協議会等の社会福祉を目的とする事業者と密接に連携し、その事業や活動を支援するなど、物的援助のみならず精神的な援助をも含む幅の広い活動を行っております。このように民生委員は地区住民の相談役として、また地区と行政のパイプ役として非常に重要な役割を担っております。

次に、国を思い、地域を思い、家族を思うきずなが希薄になってしまった、何が原因でこうなってしまったと思うかについてお答えいたします。日本は、戦後大きな経済成長を遂げ、世界でも有数な経済大国となりましたが、国内外での企業同士の熾烈な競争と資本主義が行き着いたことにより、かつての日本の社会構造であった生涯雇用制度の崩壊をはじめ、長引く不況や少子高齢化、女性の社会進出による、かつての結婚に対する若者の意識の変化、地縁、血縁社会の崩壊、核家族化社会による家族や社会とのコミュニケーションのできない、したくない若者、中年層の急増などのもろもろの要

因が重なり合い、かつての地域社会のつながりは希薄となっています。単身者はますます孤立しやすい社会へと変わってきております。一日も早くこのような多くの社会問題を解決し、国民が心豊かに安心して生活ができる政策が遂行されることを願うとともに、この地域において我々がそのように努力していかなければならないと考えております。

次に、治安対策についてでございます。群馬県立女子大学は、玉村町の宝であり、大きな財産であることは言うまでもありません。幼稚園から大学までの教育機関がそろった町であり、これからも県立女子大学の皆さんには玉村町の教育の発展にご協力をいただきたいと考えております。そのためにも、安心安全なまちづくりの推進をし、防犯パトロールによる犯罪の抑止や積極的な防犯灯の整備を行っていきます。

また、女子大生自ら犯罪の防止に向け、女子大パトロールの会を結成し、活動を行っており、安心 安全なまちづくりに貢献していただいております。この活動は、新聞やテレビなどでも取り上げられ、 住民からも期待されております。

2つ目として、シニアパトロールの会が結成されたのは、女子大パトロールの会を応援し、女子大生を犯罪から守り、安心安全なまちづくりのお手伝いをしたいという発想から生まれたと聞いております。町としても大変ありがたく、感謝の気持ちであります。このような行動は、町民の中に防犯意識が高まり、防犯活動に参加したいという人がふえることを多いに期待しております。町民の中で防犯意識が高まることは、犯罪抑止に非常に効果があることと考えております。シニアパトロールの会に限らず、防犯活動を行う団体があれば、町としてもできる限りの応援をしていきたいと考えております。現在防犯活動を行う際に着用していただくための帽子や腕章、反射ベルト等の配付を行うとともに、青色防犯パトロール講習会を受講していただいた団体には、青色回転灯車両の貸し出しも行っております。安心安全なまちづくりには、町、警察、住民の協働による防犯活動が欠かせません。今後も町民の協力をいただきながら、町が支援できることは積極的に応援していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、自主防災組織についての質問ですが、自主防災組織は平成21年度末現在で12地区で立ち上がっております。今年度は、新たに2地区から組織立ち上げの相談があり、5月に上新田区で組織が立ち上がり、現在13地区となっております。地区単位で数えますと、25区のうち13地区となり、世帯数で見る組織率は64.7%となっています。また、消防団OBによる消防分団の支援団体も2地区で設立されております。

まだ組織ができていない地域への働きかけとしましては、町では災害時等における自主防災組織の 重要性の説明と自主防災組織の立ち上げについて、平成17年度から区長会の際に毎年お願いをして まいりましたが、今後も継続的に区長の皆さんへ説明を行い、すべての行政区での組織化を図ってま いりたいと考えております。

また、組織構成員の防災活動の安全を図るために必要なヘルメット、炊き出しに使用するかまど、

かまや平常時から使用できる資機材として投光器やハンドマイクなど、区の要望に応じて支援を行い、 万が一のときの備えや地区の防災訓練の実施、防災意識が普及し、自主防災組織の組織化が推進され ますよう努めてまいります。

局地的豪雨などは、対応が早ければ早いほど被害が最小限に食いとめられます。自主防災組織と町、 関係機関、水防団、住民がそれぞれの役割を十分に認識しつつ、互いに連携し、状況に適した地域防 災力を向上させ、自主的な防災活動の中心となる防災組織の育成を図ってまいります。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) 自席にて2回目の質問をさせていただきます。

100歳以上の所在不明者は、玉村町ではいないというふうなことで安心したところでございます。存命確認もしてあるというふうなことでございます。ただ、今住所がその地域にあって、住所はあるけれども、その人がそこにいないという人が相当いるという話を聞いております。この辺のところは、玉村町でも相当いるというふうなことを区長さん等からも聞くわけですけれども、その辺はどうなのですか。玉村町に住所はあるのだけれども、そこにその人は住んでいないということが結構各区であると聞いております。その辺は調査するなり、状況はどんなですか。

議長(宇津木治宣君) 井野住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 100歳以上の方ではないのですけれども、高齢者の方でここに住民登録はされているのだけれども、実際にそこに住んでいないという例は確かにあります。そういう場合であれば、こちらで隣近所、近隣の方にお伺いしまして、職権で住民票なりを削除していきたいと思っているのですけれども。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

[8番 島田榮一君発言]

8番(島田榮一君) 全国どこでもそうなのだと言ってしまえばそれまでなのですけれども、住民課、あるいは市民課にしてみると、これは重大なことかなと思うのです。転入、転出の後始末をしていないというふうなことかなとも、届け出がないとそこまで踏み込めないという壁があるようでありますけれども、その辺はしっかりしたまちづくりをしていく上では非常に重要なことかなと思っておりますけれども、今後の対策等は考えておりますか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 全町民を対象に考えているかというと、そうなってくると実態調査なりを行わないとなかなか全町民に対しては出てこないのですけれども、隣近所で、この方は住所はある

のだけれども、ここにはいないよというような、もし情報があれば、いただければ、それはそれなり に対応はしたいと思っております。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) 玉村町は、そういった面でも非常に進んでいるというようなまちづくりもぜひ願うところであります。お年寄りのひとり暮らしには、健康面の個人差が相当あると思う、いろいると民生委員の方が一生懸命やってくれたり、緊急通報システムやらお元気ですか訪問の制度等で、いろいろと玉村町はこういう点が進んでいるなとは感じておりますけれども、この状況というものはますます年を追うごとに老人のひとり暮らしはふえる可能性があるかなと思うのです。

先ほど玉村町では、そういった事件、事案がないというふうなことで安心しているところでありますが、いろいろな面で民生委員の方は本当に大変だなと、私もいろいろ話聞いてみて感じるところであります。民生委員の改選期が、何か今年度というふうなことでありますけれども、選任についてはどうなのですか、支障が出ているとか、そういうことはないですか。

議長(宇津木治宣君) 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) ことしの11月末で民生委員が改選になります。このことについて選考委員会というのを町の中で開きまして、民生委員の選考についてどうしたらよろしいでしょうかということで諮りましたところ、地区のことでございますので、選出については区長さんのほうにお願いしたらどうでしょうかということで、区長さんの推薦ということで上がってきました。8月19日に玉村町の54名の民生委員さん、次期選ばれる方が推薦されまして、県のほうに報告済みでございます。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) その話を聞いて一安心したところでございます。

私は思うのですけれども、民生委員の人の仕事は、本当にご苦労の割には手当とかそういう面で大分、ボランティアと言えばボランティアなのですけれども、東京都では月八千何ぼ、何か手当を出しているというふうな話も見ましたけれども、そういう待遇面はあれですか、その地域によっているんな差があるものなのですか。

議長(宇津木治宣君) 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 手当については、ボランティアということでありません。ただ、活動費ということで県のほうから若干活動費が来ております。

それから、町の予算でも……分科会と申しますか、幾つかの分科会に分かれておりまして、その辺

の活動費も町の予算では若干見ております。ただ、手当としては出ておりません。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) その辺のところは、近隣の市町村との格差とか、どこも同じような状況なのですか。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 町の予算については格差が結構あると思いますけれども、県からの活動費については一律同じでございます。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

[8番 島田榮一君発言]

8番(島田榮一君) 非常にこれから少子高齢化社会が進むと、ますますこの役割は大変になっていくのかなと、そんなふうに感じるわけでございます。

次に進みたいと思いますが、次に今の社会を見ると、我々が育った感覚では到底理解できないようなことが多過ぎるというふうな気がするわけです。どうして戦後この方、価値観がこう変わってしまったのか。モラル、義務、規律、規範、これらが守られなくなってきている、理解に苦しむような事案が非常に多いわけでありますが、先般8月15日の終戦記念日に各地で戦没者追悼式が行われました。町長、議長も県の追悼式に参列していただきましたけれども、政権がかわって、総理大臣あるいは閣僚がだれ一人靖国神社に参拝しなかったということは、いまだかつて戦後初めてだというふうなことを聞いております。

それから、もう一つ感じることは昨年でしたか、議員研修で屋久島へ行ったときに、その途中に鹿児島の知覧町で特攻隊の遺品を見たり、いろいろ研修したわけでございますが、まさに20歳になるかならない学生の学徒出陣で戦地へ出向く、そういう特攻隊の精神といいますか、あの究極の中で、まさに国を思い、地域を思い、家族を思うきずなの原形はそこかなと、私はそんな気がするのですけれども、最近それに引きかえ自己中心的な社会がふえてきてしまった。さっき町長からも答弁がありましたとおりいろいろな、さまざまな要因があるというふうなことでありますけれども、この辺の、どうしてこういう社会になってしまったのかというふうなことを町長と教育長のほうから、教育の面もあろうかと思いますので、町長と教育長のご高説をひとつお願いしたいと。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 非常に難しい問題を突きつけられました。

一言に、今の若い者はという言葉もあるのですけれども、この「今の若い者は」というのは1100年 ぐらいのときからもう言われているそうですから、今に始まったことではないと、昔からそういう話 はいつでもあったと。人間、結婚をして子供を持つと、またいろいろと考え方が変わってくるということでございますので、我々が若い者云々ということではなく、またその若い人たちもいつか我々の年代になってくればそれがわかってくるというのか、若い人は何だというような立場になるのではないかなと思っております。

ですから、先ほども申したとおり大変希薄になったと、日本社会の中で希薄になったということで ございますけれども、さっき私はヨーロッパへ行った話をしましたけれども、国が貧しくても余り人 間は不幸ではないという、日本社会は戦後、高度経済成長で前へ前へということで来まして、何とな く幸せというのは豊かさというのか、物がある、金がある、地位があるというのが幸せかなというよ うな感じがしていたのですけれども、私はその考えはもうそろそろ捨ててもいいのではないかなと。 そうではなくて、やはり本当に心が豊かになっていれば、物がなくても幸せであるというような生き 方に変わっていくのではないかなと思います。そうなってくると、人間同士のきずなも強くなってく るのかなと。今テレビドラマで、うんと人気がある水木しげるの「ゲゲゲの女房」というのを、あれ はテレビ視聴率毎週第1位でございますけれども、私も大好きで1日2回ぐらい見ることもあります。 BSで見て、また8時から見られますので、見ております。あの中で、人間のきずなというのですか、 つながりというのを何となく懐かしく感じながら見ているのですけれども、それを懐かしく感じるこ とはなくて、そういう社会にこれからもつくっていければいいのかなと。特にあの中で私が感じたの は、東京の人というのは、私は余り好きではないという印象があったのですけれども、下町の人たち が我々の仲間が東京に集団就職していって、ひとりぼっちでいるのを本当に下町の人たちが大事にし てくれたなというのがあのテレビの中でありました。松坂慶子が貸し本屋のおばさんになって、東北 から出てきた1人の青年を息子のように大事にしていました。あれを見て、やっぱり東京の人ってこ ういう、みんな下町の人は人情味があったのだなと。また、我々の仲間も東京へ出ていきましたけれ ども、あんなような形で東京の人たちに助けられながら成長してきたのかなという感じを受けまして、 大変人と人のつながりについて私も考えさせられました。

そんな形で今非常に人気があるということは、やはり人間の心の中には、あのような形の人と人とのつながりを持ちたいという意識が私はあるのだと思います。ですから、そういう意識を表に出して人と人のつながりができるような社会をこれからつくっていくというのが我々の使命というのか、責務かなというのを感じながらいつもあのテレビを見ているのですけれども、多分島田議員さんも私と同じ年代でございますから、そんな感じでいるのかなと、私のほうはそんな中で人間と人間とのつながりを大事にしていきたいなという年代でございますので、そういうものをこれから若い人に少しでも教えていきたいなと、まねしていただきたいなということで生きていきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 子供の姿を通しながら今感じていることを申し上げますが、突然の質問な

ので大変戸惑っているのですが、今特に子供を取り巻く環境というのが非常に、よく言えばいい面も、 個性を伸ばすという点では大変すばらしい面もありますが、逆に言うとつながりが薄い、そういう社 会の中に子供が今育っている状況にあるということだと思います。

そういう社会がなぜできたかというと、やはり日本がどういうふうに発展してきたかということも 考えなければいけないかなというふうに思いますし、特に今言われているのが、高度成長期を通して 物の豊かさ、物質的な豊かさの中で、心の豊かさが欠けている、そんな状況があるのではないかなと 思いますし、それが高学歴化、あるいは核家族化、そしてもっと極端に言いますと、それぞれが自分 の個を追求する余り価値観が非常に多様化している、そういうふうな世の中の状況の中で、自分さえ よければいいという、簡単に言うとそんな風潮も中にはあるのではないかなというふうに考えるところであります。ですから、子供の中には夢が持てない子だとか、自信が持てない子だとか、あるいは 逆に言うとやってもらって当たり前という、そういう風潮ができている。ですから、相手のことが見えない。一番大事なことは、これからの子供たちにとってはやっぱり自分をきちんと理解して、そして相手がいるわけですから、相手のことを理解して、そして自分と相手の違いがわかって、その違いをお互いに理解し合うというか、認め合って、そしてともに生きていこうという、そういう子供たちをつくっていかなければならないというわけでありますけれども、自分を見詰めることはできるのですが、自分が中心になって相手が見えないというような状況もなきにしもあらずと、それが一番極端な例が、今盛んに学校で問題にもなっております。児童虐待の問題もございます。

今社会が2つに分かれているのかなという、親の意識として。1つは、少子化の影響で過保護、過干渉ということで、子供の自主性を奪っているという面と、もう一つは放任という、結婚しました、生みました、子供は育てないです。御飯もやらないでという状況があります。そして、親同士が気に入らなければどんどん離婚して、だから逆に言うと子供は被害者ではないか、そういう状況の中で育った子供が本当の子供らしさを発揮して、よりよい大人に育っていくかということも大きな問題があるのではないかなというふうに考えているところであります。また、いろいろないい意味でお知恵をいただいて、学校教育に生かせればというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) 大変突然な質問でありがとうございました。

私は、戦後ちょうど我々団塊の世代が本当に、戦後の荒廃した非常に経済的に貧しい中から、追いつき追い越せの精神でがむしゃらに稼いできて、子供の教育には関心あったのですけれども、なかなか仕事本位で進んできて、気がついたらこうなっていたというふうかなと思うのですけれども、教育というのは非常に難しい問題でもあると思うのです。私が感じる点は、例えば私なんかは昭和18年生まれですけれども、それよりも6つも7つも上でちょうど戦中子でしたけれども、その戦中に小学生に上がるかそのくらいの年代、非常に教育環境が悪くて、それこそ今になって考えてみますと、そ

ういう年代の中に傑出した人物がいるのです、その後を見ますと。職場もそうだし、地域社会を見ても、そういう厳しい状況の中で育った人間の中に本当にすばらしい人材が育ってきて、そこで初めて教育とは何ぞやという疑問を持つのですけれども、いろいろとこの話は尽きないので、これくらいにして次に進みたいと思いますけれども、町長は安心安全のまちづくりを大きな目標の一つに掲げております。治安対策は、万端怠りなく取り組んでおられると思いますが、2008年度の玉村町安全安心inサマー2008のときに、にしきの安全クリエーター委嘱式で女子大の生徒さんがパトロール隊の委嘱をされているわけです。町から委嘱をされているわけです。青パトを用意して、まさに女子大生自らがパトロールをしているわけであります。まさにけなげな実態であるわけであります。

生活環境安全課の職員の皆さんも青パトの資格を取って協力をいただいておるようでありますが、 町として一人でも多くの町民がこういったことに目覚めて、女子大を守るのだと、また玉村町の宝と して、いいイメージアップをしていくのだというふうなことで、こういった環境整備、教育環境の整 備をこれからますます進めていっていただきたい。また、これが必要だと思うのでありますが、町長、 その辺のところをいま一度お願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 安全なまちづくりの一番の基本は、町民すべての皆さんが関心を持つということであると考えております。警察力だとか、そういうものも必要でございますけれども、まずは住民の皆さんが関心を持つということが、一番この治安の基本だそうです。そういう形で、玉村町は今まちづくりをしているわけでございますので、すべての皆さんが自分の町を自分で安心な町にしようという気持ちになっていただくという、そんなまちづくりをしていきたいと思っておりますので、いるんな面でご協力をお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) 町と女子大との関係は、まさに持ちつ持たれつの関係で、よいまちづくりのために女子大の優秀な先生方、教授の方等のご協力をいただいているところであると思うのです。経営改革町民会議、あるいは第5次総合計画の策定のまとめ役としてもお願いしておるところであるわけでありますが、町と女子大のよい関係というものは、ますますいいものにしていく必要があるのではないかと。私もたまに群馬学の受講で、いい講演なりシンポジウムがあると傍聴、聞かせてもらうことがあるのですけれども、そういったまちづくりのためにもう少し女子大を活用しても、利用させてもらってもいいのかなと、そんなふうなことでございます。県立女子大学ですから、町もさることながら県民とのいろいろな関係もあるのでしょうけれども、その辺女子大を活用したまちづくりというものをもう少し工夫してもいいのかなという気がいたしますけれども、町長の見解をお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 女子大と玉村町というのは、大変大切な間柄でありまして、過去は余り、女子大とのつながりが弱かった面がありました。私よく言われるのですけれども、町外へ出ますと、玉村町はもっと女子大を利用したらいかがかという話は周りから聞きます。言われます。今島田議員さんが言ったとおり、女子大をもっと利用して玉村町のまちづくりに生かしてくださいというのは、何か町民ではなくて周りの人が考えているのです。ですから、非常にこれは参考になりますし、もちろんそのとおりだと思っております。

そういう中で、今回シニアパトロールの会が女子大のパトロールを応援するという意味で発足したという、これまた女子大にとっては大変ありがたがっておりますし、そういう意味でますます女子大が玉村町に対して、またその分を返そうという気持ちにもなっているのが現実でございます。そういうお互いにいい相乗効果が出ておりますし、こちらが無関心になれば向こうも無関心になるし、こちらが一生懸命女子大を、玉村町の女子大として、私もよく言うのですけれども、女子大生を見たら自分ちの娘さんと思ってくださいとよく言うのですけれども、そんなつもりで町民の皆さんが女子大を大事にしようという気持ちになりますと、今度は女子大も反対に町のために何かしよう、何かしようという気持ちになってきますので、人間というのは男女の間柄みたいなもので、お互いに好意を持ってくるとどんどん、どんどん懇意になってくるということで、最近の傾向は、私は女子大へ行ってみてつくづく感じるのですけれども、そんなような傾向になってきているかなと感じております。それも、町民の皆さんの一人一人がそういう形で意識を持ってきてくれたなと、大変ありがたく感じております。それをうまく利用するのが、また我々の立場かなと考えておりますし、今後はもっともっといろんな面で女子大のノウハウを使って、まちづくりに利用というとちょっとおかしいですけれども、役立てていきたいなと考えておりますので、また議員さんもいろんな形でご支援等、助言等がありましたらお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、自主防災組織のその後の進展についてでございますが、25行政区の中でまだ13地区というふうなことでございます。年々区の仕事もふえておりまして、区長さんも非常に大変なわけでありますけれども、一つの川井の例をもう一度提案させていただいて、参考にしてもらいたいと思うのですけれども、川井の場合には、災害が起きたときには区長が先頭に立つ、代表になるわけでありますけれども、それとは別組織で自主防災組織が、防災ボランティアができております。60歳以上の家にいる人が対象で、今現在33名おりますが、町の小規模公園の管理であるとか、河川のクリーン作戦であるとか、運動場の除草等々、環境整備に今重きを置いております。そのほか救命講習をやると

か、自衛隊の装備、訓練等を参考に、災害時にどう自衛隊とは対応していくのか検証するとか、いろいると年間行事を立ててやっておるわけですけれども、10年たっても20年たっても、災害を待っているわけではないのですけれども、来るかどうかわからない災害にだけ対峙しているのではなくて、そういった地域の環境整備を通じて、道祖神だとか、子ども会の行事に応援してやるとか、いろいろやっております。要はもう年配者ですから、仕事半分遊び半分というようなことで常に懇親会をしたり、そんなふうにやっておりますけれども、区に任せっ切りで、頭から任せっきりですると、なかなかこれは立ち上げるのは難しいのかなと、そんな気がいたします。

それと感じる点は、私は消防署上がりですけれども、私の後輩がどんどん退職の時期になっておりまして、そのもとのノウハウを利用するというと変ですけれども、その区、その区でそういう方がいたら、先頭に立って活動の主役になっていただくとか、その辺の調整をすれば、また組織の立ち上がりに一役立つのではないかと、そんなふうな気がするわけでございます。その辺どう考え今後の対応をするか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 高橋生活環境安全課長。

[生活環境安全課長 高橋雅之君発言]

生活環境安全課長(高橋雅之君) 自主防災組織ということで、町長が答えたように今のところ 2 5 区のうち 1 3 地区ということで設立がされております。また、消防団OBによる、現在消防団の 団員も玉村地内に勤務しているとか、仕事をしているという団員も少なくなっております。そういう 中では、消防団の分団を支援するという組織も 2 地区ほど出てきています。そういう中で、徐々に自主防災という組織とはまた別なボランティア団体というものもできていると。また、島田議員さんの おっしゃるように消防 OB ということで、最近では下之宮地区でも定年になった方がいらっしゃると いう中で、そういう防災組織を考えていきたいという話も来ております。そういう中で、そういう方もノウハウを持っているわけでございますので、そういう方にご協力をいただきながら、ますます自主防災組織を広げていきたいというふうに考えていますので、またご協力のほうよろしくお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) ひとつよろしくお願いいたします。

先般といってもきのう、おとといですか、アクティブ・シニア玉村が主導で「ウエルカム交流会in玉村」が勤労者センターで開催されました。会場が膨れ上がるようないっぱいの盛況で終わったわけで、40部門のブースができて、いろいろとにぎわったわけでございます。

我々団塊の世代で一番年長のほうなのですけれども、団塊の世代が、極端な言い方すると日本を引っ張ってきた。それで、その人がどっとまた退職の時期を迎えているわけであります。非常に人材豊富で、玉村町にも相当の人材の方がいらっしゃると。そういう方をどうこのまちづくりに生かしてい

くかということが、一番これからの少子高齢化に対するキーポイントかなと、そんなことをつくづく 思うのでありますが、今度協働推進センターも開設されたことでありますし、そこを核にいろいろと 活動が活発になることを願うところでございますが、ましてや先ほど民生委員の話が出ましたけれど も、そういう人の応援団的なものもこれから求めるのならば、そういった団塊の世代の方に応援を求めるような時期が来るのではないかなと、そんなふうな気もするわけでございます。

いずれにいたしましても、趣味を生かしながら、趣味と……生涯学習とも合致してくるのですけれども、そうした中の余った余力をまちづくりのほうにも力をかしていただければというふうに思うのですけれども、町長、その辺いかがお考えですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 先日ウエルカムパーティーなるものが行われまして、私も行ってたまげたのですけれども、これほど人が集まるとは思わなかったのです。やっぱりいろんな人が行政に携わっていただける、町のことを考えていただけるというのが町の力でございまして、あのような民間の団体が次から次へとボランティア活動をしたり、また趣味の会をしたり、パトロールをしたりという、そういうまちづくりというのは非常に楽しみだし、またおもしろいと思います。

そういう中で、協働のまちづくりというのが少しずつ進んでいくのかなと思っております。そういう一つの協働推進センターをつくったわけでございますので、協働推進センターにしても今までは試行錯誤、どういうふうに進んでいいかわからなかったのですけれども、先日のウエルカムパーティーなどを主催した中で、少しずつ進み方が見えてきたのかなと感じております。これからが本当の進むべき道であると思いますけれども、周りの皆さんの協力によって、どうにか進み始めたというのが現実でございます。ですから、皆さん方のご協力というのですか、本当に町のことを考え、そして地域のことを考えた皆さん方のまちづくりに対する少しずつの協力というのが物すごい力になってくるということは間違いございませんので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 島田議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

8番(島田榮一君) ありがとうございました。ひとついろいろと大変な時期を迎えておると思う のでありますが、ご協力のほどお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

議長(宇津木治宣君) 引き続いて一般質問を行います。

次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

[7番 備前島久仁子君登壇]

7番(備前島久仁子君) 議席番号7番備前島久仁子でございます。傍聴の皆様には、大変暑い中ありがとうございます。最後でありますので、きょうの総括としてしっかり締めくくらせていただきたいと思っております。

世界各地で非常事態と言われ、113年の観測史上でも最も暑い夏となったことし。一方、この猛暑の中、南米チリ北部の鉱山での落盤事故で生き埋めになった33人が、全員無事でいることが確認されました。地下700メートルにいる生存者は、たった10センチの穴から空気や食物を受けている状態が続いています。シェルター内の暑さと高湿度の限界状態の中での生存を考えると、一日も早い救出を願わずにはいられません。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目としまして、100歳以上の高齢者の把握をどのようにしているか。全国で100歳以上の高齢者が、相次いで行方不明になっています。全国で100歳以上の人が4万人、これはあくまでも住民基本台帳に記載されている人であり、実際に確実に生きている人は半分ではないかと厚生労働省は述べております。群馬県には、住民登録はないまま戸籍上の生存者が4,000人近くいて、玉村町では13人と新聞は報じています。長崎県では、200歳の男性が戸籍上生きたままになっていたことがわかり、こうなると真夏の夜にふさわしい怪談話のようでもあります。それだけでなく、本人が既に死亡している、あるいはどこにいるか不明だが、家族が年金や長寿祝金をもらい続けていたケースが発覚し、これが大きな社会問題となりました。こうしたケースが毎日のように報道されていますが、町では100歳以上の人の把握と、こうした問題が起きた原因をどう分析しているのか、伺います。

続きまして、2つ目としまして協働推進センターの役割と今後の計画について伺います。利用登録団体が18を超える協働推進センターがことしから開設され、これからが期待されるところであります。日曜日には、勤労者センターで「ウエルカム交流会in玉村」が開催、250名ほどの町民の皆さんで会場は熱気に包まれていました。各団体の活動報告を知り、多くの交流ができ、これをきっかけに多くのボランティア会員がふえれば、町と住民の力の結集があちこちに芽を出していくのだろうと確信いたしました。今後このセンターが住民の力をどのように活用し、ネットワークづくりへと拡大していくのか、今後の展望を伺います。

3番目としまして、町おこしへの取り組みについて伺います。群馬県では、心にググっとぐんま、 群馬デスティネーションキャンペーンを来年7月から9月まで開催いたします。これは、JRグループ6社と地域、地方公共団体や県民、企業が一体となって取り組む全国から誘客を図ることを目的と した、国内最大規模の大型観光キャンペーンです。群馬の観光資源を掘り起こし、JRグループの宣伝媒体を活用した集中的な宣伝を日本全国で展開していきます。既に新聞などでも毎日のように関連記事が掲載され、この役場の入り口にもポスターや旗が掲げられていますが、群馬をPRする絶好のチャンスであり、各地域では新たな観光資源の掘り起こしを進めているところであります。

県央に位置して、立地的にも都心に近い玉村町ですが、観光や食、特産品など、こうしたキャンペーンの中でも町をPRするものがないのは寂しい限りであります。今後どのような町おこし、まちづくりを考えているのか、伺います。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 7番備前島久仁子議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、100歳以上の高齢者の把握をどうしているかについてでございます。先ほどの島田議員の答弁でもお答えしましたが、100歳以上の方には毎年行っている慶祝訪問において、直接会い敬老祝金や慶祝状をお渡ししており、基本的には所在がわからない方は本町においてはないということでございます。また、この問題が発覚後には県からの調査もあり、介護保険の利用状況を確認し、100歳以上すべての方が介護保険のサービスを利用していることから、存命であることが確認できております。100歳以上の方の把握方法につきましては、住民基本台帳により行っております。

また、こうした問題が起きた原因の分析でありますが、当町では100歳以上のすべての方の存命が確認できていることから、特に分析は行っておりません。

続きまして、協働推進センターの役割と今後の計画の質問にお答えいたします。まず、協働推進センターの役割でございますが、ボランティア活動など非営利での社会貢献を行っている団体の方々などに気軽に立ち寄っていただき、情報交換や情報収集、相談あるいはセンターの設備を利用していただく中で、側面支援をする施設だと考えております。

また、今後の展望でございますが、石内議員のご質問にお答えしましたが、センターの存在を広く住民の方々へ知っていただくこと、利用登録団体等をどうふやしていくかが大きな課題と認識をしております。その課題解決に向け、イベントの開催、ホームページや広報紙への情報掲載による情報発信、利用登録団体等の横のつながりを深めていただくための代表者会議の開催などを行ってまいります。

続きまして、町おこしへの取り組みについてお答えいたします。来年の7、8、9月に本県においてデスティネーションキャンペーンが行われます。このキャンペーンは、JRを中心とした各旅行会社が本県の観光資源を全国にPRし、多くのお客様に来県していただく全国的な観光の一大イベントであります。ことしは、来年の本番に向けてのプレシーズンとなることから、群馬県を中心として各市町村が現在さまざまな準備を進めているところでございます。

玉村町においては、年々人気が高まり全国的にも有名となったことから、かなりの集客が見込める

たまむら田園花火大会をデスティネーションキャンペーン事業として実施したいと考えております。 あわせて歴史的資源の観点から、「例幣使道のまち歩き」と題してさまざまな文化遺産も活用してい きたいと考えております。

本番に向けての現在の状況ですが、まず今月8日、9日、10日の3日間、グリーンドーム前橋を メーン会場に行われる群馬デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議に参加をします。 この会議は、キャンペーンに参加する各市町村が当日来場するJRを中心とした全国の各旅行会社に 対して、観光資源のPRを行い、商品として売り込む商談会議であります。玉村町としましては、た まむら花火大会と例幣使道ゆかりのさまざまな歴史的資産を売り込んでまいりたいと考えております。

続いて、今月11日にプレツアーの実施を予定しております。これは、来年の本番に向けての試行的なツアーでありまして、県が中心になり各地域ごとに実施されるものでございます。玉村町は、「日光例幣使道で巡る歴史の旅」のツアーに参加し、玉村宿散策をツアーの行程に組み込み、伊勢崎市まで例幣使の歴史資産を訪ねる旅となっております。このプレツアーですが、JR東日本の「ちいさな旅」にて高崎線の各駅にパンフレットを置いて募集をかけましたところ、定員を超える申し込みがあり、人気のツアーとなっております。

また、玉村宿での町並み散策においては、まちづくり玉村宿の皆さんにボランティアガイドを依頼し、協働で進めるツアーでもあります。今後は、来年のキャンペーン本番に向けて観光客の受け入れ態勢の構築をはじめ、全国へのPR活動なども活発に行うとともに、このキャンペーンを大いに活用して、町民の皆さんと協働で玉村町の観光推進のきっかけにしていきたいと考えております。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 先ほど100歳以上の方はすべていらっしゃるということでしたけれども、先日の新聞に戸籍上の生存者、これは戸籍があって、そして戸籍では残っているのだけれども、住民票がないという方ですか、13名というふうに載っていたのですけれども、これはいかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 井野住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 町長にお答えいただいたのは住民票上のことで、住民票上で100歳以上の方というのは6名いらっしゃいます。本籍が玉村町にある方が5名、非本籍の方が1名ですので、その6人の方は住民票が玉村町にあって、その生存は確認されているということです。

戸籍上なのですけれども、戸籍上は100歳以上の方が22名いらっしゃいます。玉村町に住所がある方が5名、それから玉村町以外に住所がある方が4名、22名から9名引いていただいて、13名の方が戸籍上は本籍があるのですけれども、住所の確認がとれておらない方です。

以上なのですけれども。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) ということは、13名の方が住所の確認がとれていないということなのでしょうか、戸籍は残っているけれどもということですよね。確認ですけれども。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) そういうことです。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) これで、今100歳以上の方をお聞きしましたけれども、100歳以下でも、100歳以下で戸籍は玉村町にあるけれども、現住所が不明で、死亡しているかどうかも不明で、家族も見つからないという方はいるのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 100歳以上で一応調べましたので、今手元にはその統計は出していないのですけれども、調べてみればいらっしゃるのではないかなとは思っております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 町では、19年に戸籍を電算化されたということですけれども、今回こういう問題が、あれですよね、人数を把握した場合に、電算化された戸籍を各市町村で再度やっぱり調査したら、前橋市なんかでも1,000人以上出てきたとかという、今回そういう問題が出てきたわけですけれども、19年に戸籍を電算化された場合に、戸籍のところに現住所というのも一緒に見られるようにはなっているわけですか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 電算化した戸籍ですと、戸籍には必ず附票というものがついていますので、附票のほうに住所がある方は100歳以上だと9名いらっしゃると、13名の方の附票にはどこの住所も載っていないということです。19年の電算化したときに、1名の方は法務局のほうに届け出を出して抹消したということです。この方は、当時の記録を見てみますと家系図なんかもついていますので、お話でこの方はもう死んでいるよという確認がとれた方かなと思っているのですけれども。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 確かに戸籍は残っていて現住所がわからないという方は、考え方としては行方不明だとか、海外へ移住したとか、戦争で亡くなったりした場合ということは、届け出がないまま戸籍が残ってしまうということがあるようですけれども、自治体では戸籍のみの高齢者を職権で除籍するということを検討しているようではありますけれども、それにしても年齢の区切りですとか、追跡調査が難しいということが出ていますけれども、町ではそういう方の対応を今後どうしていこうとしていますか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) パソコンのネットで一応調べてみたのですけれども、国立長寿医療研究センターという国の施設なのですけれども、そこでは長寿の限界は120歳が限界だろうということでうたっていますので、住民課としましては一応120歳以上の方は、今現在ですと4名の方がいらっしゃいます。この方は、本籍はあるのですけれども、住所の確認がとれていませんので、4名の方に対しては今後調査なりを行って、法務局のほうに相談させていただいて、切れるものは切っていきたいと考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 戸籍と現住所がセットになって、一緒になっていればいいのですけれども、戸籍というのはほとんど動かさないまま、現住所はあちこちに動きますので、そういうことが数多く出てくるのかなというふうにも思いますけれども、今お聞きしますと120歳ですか、という方を検討しているということであります。その所在が確認できずにいる高齢者で、家族が年金を不正に受給していたケース、こういうものは町ではどうですか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 生存者で、住民票がある方で6人ですので、行政上の手続というのは住民基本台帳をもとに行っていますので、それ以外の方で年金を不正に受けたり、保険料の請求があったりということはないと考えておりますけれども。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 玉村町は、そんな大きな自治ではないので、町長が100歳の方にお祝金として直接手渡しをされているということで、相手の方を見て手渡ししているということで確認ができているということですけれども、大きな市なんかになりますと、本人ではなくて家族が受け取っているとかという場合がありますので、いろいろ問題が今回のように出てきたわけです。その100歳

以上で施設に入っている方、そういう方にお祝金なんかを渡す場合には、その施設のほうに町長が出 向かれているのですか。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 今回101歳以上、7名いたしました。それから、90歳になった人が72人ということで回ったのですけれども、その中で施設に入っている人というのは、遠くのほうで1件、あとはにしきの園に7名ぐらいいたのですけれども、遠くのほうというのは東村なのですけれども、この方はこの前100歳で訪問しておりますので、今回は家族のほうにお渡ししたということでございます。基本的には、施設まで行ってお渡ししているということでございます。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) はい、わかりました。

それから、住民票というのも電算化されたわけですよね。電子化されたわけですけれども、住民票 を電子化する際に、実際に町内に住んでいるかどうかという、そういうチェックなんかはされている のでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 町民全員の方までの、現地に伺ってのチェックというのは行っていない と思うのですけれども。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) では、住民票は紙から電子化されたわけですけれども、それ全員は、チェックは難しいということですか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 実際にいるかどうかのチェックはなかなか難しいのですけれども、住民 票のある方で介護保険料なり、国民健康保険なりの保険料をお支払いいただいている方というのは、 この方は住所はあるのかなというふうに考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 今回は、戸籍には死亡と記載されていたのに住民票を削除していなかったとか、住民票を削除していても戸籍が残っていたとか、死亡届が出ているのに住民票が残っていたとか、こういうまれなケースがあったのです。こういうことは、どうして考えられるのでしょうか、

こういう事態がここにあったと考えられますか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長(井野成美君) 玉村町でそういうことがあったというふうには伺っていないのですけれども、死亡届が出されれば戸籍のほうも必ず切りますし、住民票も削除いたしますので、そのようなことは通常であれば考えられないと思います。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) そうです。通常であれば考えられないのですけれども、でも現実問題として今回このように問題視された中には、そういうどう考えてもおかしいようなものが、住民票を削除していない、戸籍だけが残っているとか、そういうケースが今回はあったわけです。よく父はどこかに行ってしまったというふうに、今回なんかもすごくマスコミが騒いでいます。高齢者の父がどこかに行ってしまった。家族が、こういう場合家裁に失踪宣言を申し立てて、認められれば家庭裁判所で死亡としてみなされるのですけれども、失踪宣言を検討しているやっぱり家族がいなくて、いつまでもどこかに行ってしまった、いずれ帰ってくるだろうといって130歳とかと、そういう形になっている部分があるのです。ですから、戸籍は残っているけれども、現住所がわからないという、そういうことで今回いろんなこういう問題が出てきたのかなと思うのですけれども、戸籍の取り扱いというのは本籍地のある自治体に任されるということなので、先ほど聞きましたような120歳以上の戸籍の検討をしているということでわかりましたけれども、何か奇妙な、いろんな事件が出てくるなというふうに思うのです。

それから、飢えとか病気、もしくは自殺など、推定される原因で氏名や住所、本籍などが判明しないで遺体の引き取り手もいない死者を指す行旅死亡人、町では過去にこうした人はいましたか。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) おりました。そういうふうに聞いております。最近はないです。 議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) では、過去にはそういう方がいたということですね、その場合はどういうふうになるのでしょうか。玉村町内で亡くなれば、玉村町内での責任といいますか、なってくるわけですよね。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 行旅の予算というのがとってありまして、そこの中からいろいろ葬

祭費等を出しまして、無縁仏として境町の......福祉寺、そっちのほうにおさめたというふうに聞いております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 続きまして、ホームレスについて伺いたいのですけれども、玉村町の中 にいるホームレスの方の把握なんかはどうされているのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) ホームレスの調査というのも1年に1遍ございまして、国土交通省 高崎事務所と共同で調査をしております。主に烏川の端に4名程度いるのですけれども、境界線がい まいちはっきりしないのですけれども、高崎市のほうとか藤岡市のほうとか玉村町のほうとかという ことで。ことしについては、この2人は玉村町ですねということで、玉村町では2人把握しておりま す。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 2人ということは、住所が玉村町に、住所といったらおかしい、住所ではないですね、ホームレスなのですから。2人玉村町でということは、どうして2人玉村町でということですか。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 現地調査です。住所については調べておりません。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) そういう方に、アドバイスというのではないのですが、保護する、何かないのですか、そういうものは。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 行って調査しますと、ホームレスの方は極めて紳士的な方で、世間の俗世間と、人とちょっと離れたいというような、そんな考えもあるようで、ほっといてくれというような、そんな感じも見受けられます。向こうのほうから保護してくれということであれば、何か手だてのほうは考えていかなければならないかなというふうに思っております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) わかりました。

今現在で、国が高齢者の実際の安否を確認するような制度は存在しないようです。唯一国が安否確認するのは、100歳になった人に記念品を贈呈するときということで、実際把握を困難にしている最大の原因というのは、高齢者が非常にふえているということだということです。日本は、女性が世界1位の長寿なのです、平均年齢が86歳。しかし、この年齢は国勢調査をもとに算出しているものですから、国勢調査というのは5年に1回、それも95%の回収率ということですから、なかなかその5年の間にはわからないという部分も出てくるとは思うのですけれども、死亡届が家族から出されていない場合、今回そのまま年金を家族がもらい続けているというようなことが随分大きな問題になったわけですけれども、その家族が代理で年金の申し込み、そういうものができるのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 住民課長。

[住民課長 井野成美君発言]

住民課長(井野成美君) 年金の申し込みというのは、国民年金の場合でありますと65歳のときに年金機構のほうに申請していただいて裁定を受けますので、何年か前までは現況調査ということで、住民課のほうで住所が確実にありますよということで判こをいただいてきなさいよというはがき出していたのですけれども、これは住基ネットの関係でそれが廃止されたのだと思うのですけれども、住所がある方に対しては、年金のほうは支払われているということになると思うのですけれども。

以上なのですけれども。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 住所はそうですね。今回は、この高齢者の行方不明事件というのの発端は、やはりだれが見つけたかというと、18年も務めた民生委員さんがこれは発端、見つけられたのです。長年にわたってボランティア活動を続けて地域を見てきた方ですけれども、この方が家族に聞くと、家族はあっちに住んでいる、こっちに住んでいるというのですけれども、どうもその方が生きているような実態がないと、そういう民生委員さんの勘ですよね、長年にわたる。勘と執着で、それで地域を歩いて、それでちょっとおかしいのではないか、この方がずっと年金をもらい続けているようだけれども、実際にここには住んでいないし、住所もないし、おかしいのではないかということで、その家族が不正に年金をもらい続けていたという事件が発覚したわけです。そういうことを私も新聞なんか、雑誌なんかで読みますと、民生委員さんの地域での活動というのは、ただお世話するというだけではなくて、実際こうした社会問題になるような件のことを調べたというか、通告したわけですよね。ですから、こういう民生委員さんの力はすごいなということをつくづく私は今回この取材をしたり、いろんな問題に目を通しながら感じたわけですけれども、また民生委員さんは65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方にも、お元気ですか訪問で月1回の訪問をされている、まさに地域を見守るパトロール隊のような方が民生委員さんではないかなというふうにつくづく思うのです。

また、上之手のこともちょっと紹介させていただきたいのですけれども、上之手は2番目に大きな 行政区です。1,300世帯あります。ここに教育長さん、それから課長さんも上之手にいらっしゃ いますけれども、上之手その1,300世帯あって、75歳以上の高齢者が160人いるのです。非 常に多いです、160人。なぜこの数がわかるかということ、これは75歳以上の高齢者を対象とし て、上之手の地域のボランティア協議会というのがありますけれども、上之手のボランティアが毎年 茶話会を開催しているのです。それで、この人はひとり暮らしでも、夫婦で健康で住んでいてもいい のですけれども、ひとり暮らしでなくとも結構なのですけれども、その人をボランティア協議会、私 も入っているのですが、会員が20人なのです。この20人で、その160人を分担しまして全部1軒 1軒戸別訪問するわけです。今週の土曜日に茶話会が行われるのですけれども、この茶話会に出てく れますか、出られますかというふうに、町長、お聞きしているのです。こういうふうに実際顔を見て そのお宅に訪問して、これが75歳以上、ひとり暮らしでなくてもいいのです。こういう方のところ に、毎年1回これ茶話会が開かれるものですから、訪問しているわけです。そうしますと、この方は もう去年亡くなったよとか、毎年1回ずつそういうふうに会議をして名簿を全部上げて、1人8名ず つですけれども、担当して回っていると。私は、今まで何げなくそういうものも、ボランティア入っ ていますからしていましたけれども、この町の中の地域のお年寄り一人一人を把握すると、実際顔を 見て把握するということが、これほど的確に、確実に、紙上の数字ではなくて把握しているのだなと いうことを今回非常に実感いたしました。しかし、こうした実際に地域を支えているボランティアな のですけれども、この会員もやはり減る一方なのです。

今度は、協働推進センターのほうのボランティア、協働活動のほうに話が入ってまいりますけれども、こうした地域のボランティア、この会員が、今回は協働推進センター立ち上がって、その会員をどのようにふやし、また登録団体をどのように拡充していくかが今後の課題だというふうに言われましたけれども、実際地域のボランティアの方の数も年々減る一方であります。こういう現象を町長はどのようにお考えですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 私は、川井、八幡原、そこへ敬老のお祝いの茶話会に呼ばれて行っております。川井の場合は、全部ボランティアの方が手づくりでつくって、料理から何から全部つくって、花までつくり、そして子供たちが歌を歌って高齢者の敬老というのですか、お祝いをしているというのでざいます。ですから、今地域でボランティアがどんどん減っていくということでございますけれども、いろんな地域にはその実情がありますから、私が何とも言えませんけれども、まずは地域の中でそうやって高齢者の皆さんに少しでも楽しみ、そして幸せな生活を送っていただこうという気持ちが必要かなと思っております。そういう地域は、非常にお祭りなんかも一生懸命やってくれておりますし、区長さんを中心に、ボランティアの方は大変だと思いますけれども、我々が行ってみて、ああ、

本当にありがたいことだなと感じております。地域地域でいろいろ実情ございますけれども、ならば若い人にそういう中に、ボランティアに入っていただいて、その集会を続けていっていただきたいなというのが私の考えでございます。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 確かにそうなのです。上之手1,300世帯あっても、ボランティアの会員は20名そこそこなのです。ここ数年でも減る一方であります。加わってくださる方はなかなかいないのです。待っていても、やっぱり人は集まらない。先ほどの協働ではないですけれども、住民のボランティア、いろんなところにたくさん集まれば、それはいろんなところでどんどん、どんどん発展していくと思うのですけれども、なかなかこの現状は、減っていくのが現状なのです。このボランティアの協議会は、またお弁当もつくっておりまして、ひとり暮らしの高齢者にお弁当を届けてもおります。私もつくって配達しているのですけれども、その配達する人が非常に少なくて、これもまた困っている現状なのです、ひとり暮らしの方のところに。こういうことを地域の人たちがお隣近所に声をかけて、少しでもそういう会に入ってもらうということも大切なのですけれども、町のほうから区長さんなりに話をして、少しでも会員拡充を進めていくことができないのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これは、区長さんを通してそういう運動をしていかなくてはいけないのですけれども、やはり一番大事なことは、日ごろのおつき合いということではないかなと、つながりだと思います。日ごろ近所、地区の人たちがお互いに協力し合っているという、そういう生活の中であれば、私はそういうボランティアの方も自然に入ってくる、減っていかないで新しい人が入ってくるような形がとれるのではないかな。それにはまず、ボランティアをするためのつながりではなくて、日ごろの生活の中でお互いにきずなをつくっていくと、これが一番大事ではないかなと思っております。そういう地区であれば、またボランティアとかなんとかのときにお手伝いをしてくれということで、協力をしてくれるのではないかなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) このボランティアの協議会も、まだ地域としてできていないところが箱石ですとか藤川、中樋越、そして後箇ではまだ地域のボランティアがないということで、箱石には議員さんもいらっしゃいますから、ぜひそういう方を先導してボランティアを立ち上げていただくということも必要かなと思うのです。

それから、課長さんは退職したら、ぜひ今度は地域で培ってこられたキャリアを生かして、地域の ためにリーダーとして働いてほしいと私は常々課長さんに申しておるのですけれども、どうしても地 域の活動に、まだまだ公務員の方が地域への参加が少ないのではないかという声もよく聞くのです、 公務員を退職された方ですよね。一緒にみんなで、地域の住民の方ぜひボランティアにというふうな 声がけをするのであれば、ぜひ公務員を退職された方にも働きかけて、そういう方にもっともっと参 加してもらいたいという声もよく聞くのですが、いかがでしょうか、町長。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) だんだん年とっていくと、地域の皆さんと仲よくしていかないと生きていけなくなってしまうのです。友達がいなくなってしまうのです。会社にいるときは会社人間で、会社の友達おりますけれども、会社をやめますと、もう一番頼りになるのは近所、隣同士でございますので、多分今上之手の課長さんもここにたくさんいると言っておりましたから、今から声をかけてボランティアに入ってくれるように日ごろの行いを、気持ちよくおつき合いをしていくと、相手を思いやった気持ちでいつもいるということが大切だと思います。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 町長のほうからも、ぜひ地域に参加してほしいということを常日ごろから言っていただいて、退職されたら今度は地域で一生懸命活躍されている元課長さんを見られるようにということで、ぜひ私もお願いしたいと思っております。

それで、次は群馬デスティネーションキャンペーンのほうに移ってまいりますけれども、群馬デスティネーションキャンペーンは、県央エリアということで玉村町は位置されております。群馬県の真ん中ということで、渋川市、前橋市、伊勢崎市、吉岡町、榛東村、玉村町、そしてさまざまな見どころ、遊びどころ、食べどころが展開するということです。これインターネットでデスティネーションキャンペーンを検索しても、榛東村のこけしの絵つけの体験だとかワインだとか、そして吉岡町の吉岡船尾まんじゅうだとか、伊勢崎市のもんじゃだとか、そういうものが随分載っております。しかし、残念ながら玉村町という文字が一つも出てこないのは寂しいなと思うのですけれども、今回この大型キャンペーン、群馬のデスティネーションキャンペーンをするに当たって、非常に群馬県の知名度が全国の中で低いのです。町長、どのくらい低いかご存じですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 東京の女性に聞きますと、群馬県の知名度は全国で下から5番目、四十一、二番だと思います。群馬県はそういう、先日も関西の人に聞きましたら、大体関西の人から見ますと、東京から来たほとんどは東北だと思っている、こんな状況ではないかなと思っております。でも、群馬県も草津温泉だとか、尾瀬だとか、非常に赤城山だとか、私よく話すのですけれども、群馬県、総理大臣が4人出ていますけれども、それより有名なのは国定忠治ではないかなと思っております。

玉村町は、幸いにして花火大会、先日のテレビ朝日の全国花火大会ベスト15ということに入りまして、これはもう全国的な有名な花火になりました。どこ行っても言われます。ただ、余りそれを使ってはいけないというのが放送局からの基本なので、文書だとか、今言ったインターネットだとかに全国15位と、そういうものは使ってはいけないことらしいです。ただ、口で言ったのは消えてしまいますからわからないのですけれども、使ってはいけないということでございますけれども、玉村町の花火は相当なものだと認識して結構だと思います。そういう中で、ちょうど来年の7月から9月まででございますので、7月の花火大会、これはもう絶好のデスティネーションの玉村町の観光として売り出すのにいいのではないかなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) そうなのです。他県に行くと、群馬県がどこにあるか知らない、群馬県と栃木県と茨城県はみんな一緒になってしまっているという部分があって、あの辺というだけで、あの辺にあるかなと、なぜか群馬県、栃木県、茨城県とみんな同じなのです。以前は、茨城県とか栃木県よりも、群馬県は少し知名度が上がっていたのですが、今は全国で47位なのです。47位ということは、47都道府県ですから今ワーストワンなのです、町長。だから、知事が真剣になって群馬県を売り出そうとしているわけです。本当に必死になって知事は売り出そうとしているのですけれども、先日は「秘密のケンミンSHOW」というテレビ番組がありまして、この中で群馬県をずっと取り上げておりました。登利平のお弁当が1日1万食も出ていて、県民は何かの行事にはこれを本当によく食べているのだというふうに、もうそれだけで登利平のお弁当の宣伝効果はばっちり全国放送されたわけですけれども、こういうふうに群馬県は知名度が今下から5位どころか一番下で、もう下がりようがない、だからもう上に上がるしかないから、今回大型キャンペーンで必死になってやっているわけで、私もせっかく群馬県がこれほどの大型キャンペーンをやるわけですから、そこに玉村町がのって、あと1年あるわけですから、どんどん活用されたらいいと思うのです。

先ほども言いました花火、まさしく本当に私もその花火だと思います。子供から大人まで楽しめて、そして他市からも人が呼べる。群馬県の中で花火を見に行きたいなという人は、インターネットで今若い人はどういうふうに検索するかというと、群馬、花火というふうに検索するのです。群馬、花火というふうに検索しますと、群馬県の中の花火大会の日程がばあっと出てきます。一番上に、日程だけは玉村町が出ているのです、一番早く行うから。ですけれども、それだけなのです。ちょっと寂しいかなと思うので、どんどん町のホームページでも、玉村町の花火というものをPRするようなホームページ、その中にそういうものをつくったらいいと思うのです。私は、玉村町の花火をどれほど宣伝しているかということでホームページを見てみました。玉村町のホームページです。そうしましたら、まだたまむら花火大会がことしも開催されます。7月17日ですと載っているのです。もう2カ月もたっているのです。ですから、こんな花火で人がこれだけ集まりましたという、更新していない

のですか。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) 大変申しわけありません。各課から掲載の要望を受けましてホームページのほうへ載せているわけですけれども、行事が終了したら速やかに削除するなり、次の宣伝のほうに持っていきたいと、今後は気をつけていきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) もったいないと思うのです。いい花火の写真がいっぱい載っているのです。でも、ことしも開催されますなのです。もうこれだけの人が集まって、これだけ盛大にやるのですよということ、私は、玉村町は花火、花火は玉村町というぐらいで売っていったらいいと思うのです。

町長は、この町のトップセールスマンになって、どんどんほかの市町村に、玉村町の花火はすばらしいから見に来てくれというふうにいろんなところで言えるくらいに、そして子供たちの心にも、玉村町の花火はいいのだと、小さいころ見たのだという記憶が残るように、鮮やかに鮮明に残るように、強烈に花火というものと玉村町を結びつけたらいいと思うのです。せっかくテレビで「スマステーション」ですか、それでここにいる方はほとんど見たと思うのです、香取さんが司会された。全国各地の花火ランキングで15位になったわけです。その15位は出せないというふうに言いましたけれども、私はプログでしっかり載せました。宣伝しました。やはりそういう宣伝効果、PR効果というものをどんどん、どんどんつくっていく。玉村町のホームページでも、ホームページの管理料というのは相当払っていると思うのです。払っていますよね、総務課長。ですから、過去の記事を載せるのではなくて、これほどすばらしいということを、だからホームページ開いたらもう花火がぼんと打ち上がるようなホームページをつくってもらうように、玉村町のホームページを見れば、花火が出てきて本当にいいよと、各市町村すごくホームページもこだわってつくっております。ですから、本当に行政一般のものを載せるようなホームページではなくて、視覚に訴えるような、そういうものをつくって、まずPRしていくということが必要ではないかと思うのですが、町長いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) ホームページの件についてはわかりました。ただ、もう玉村町の花火はホームページのほうはオーバーしております。ホームページを見る以前に、もう玉村町の花火のすごさというのが宣伝行き届いていますので、備前島議員さんが心配しているようなことではないと思いますから、大丈夫だと思っております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) それは、玉村町の近辺の方は知っております。でも、群馬県の中から、群馬県の前橋市の花火に行こうか、高崎市の花火に行こうか、そういう方いるわけです。今若い方はほとんどインターネットです。ネットで検索です。そうしたときに、群馬、花火と打ったら、まず一番最初のところで検索ができるように、そういうふうにしていくのも手だということです。PRをしてくださいということを言っているわけで、みんな知っているからいいではないかといったら、話はもうそれで終わりなのです。何事もそうだと思うのですけれども、みんな知っているからもうこれでいいという、その取り組む気もなければ、やはりだめだと思うのです。ですから、そういうふうにされたらどうですかということを提案しているわけであって、若い人は今みんなインターネットで検索します。ですから、そういうものを活用されたらどうですか。

町長には、やはりトップセールスマンになって町をPRしてもらいたい。そうでなければ、玉村町 というのは何があるのと聞かれたときに、私は玉村町から伊勢崎市、前橋市、高崎市、いろんなとこ ろに通っている高校生に聞くのです。

玉村町の話題学校で出るというふうに聞くのです。前に町長は、 合併の町長選のときに、自立をするというときに、玉村町というものを残してくれと中学生に言われ たというふうに言われました。私は、それがすごく印象に残っているのです。それはそれでいいので すけれども、もちろんいいのですけれども、それは中学生というのは、まだ玉村町から出たことがな いわけです。今度高校生になって、玉村町から違う市へ通っていくと、やはり玉村町って何があるの と前橋市とか伊勢崎市の子供たちに聞かれるというのです、お友達に。玉村町は何があるのと、どう いうところと聞かれるのだそうです、やっぱり最初は、1年生になったときは。そうすると、玉村町 は、玉村町はマクドナルドと、いや、実際の話なのです、これ本当に。ツタヤが1軒あってというふ うに子供が言ったら、もうそれから玉村町の話題は出なくなったと、ちょっと寂しかったと、これは 実際に高校生の話なのです。ですから、玉村町にいるうちは玉村町が大好きで、田園が残っていてい いところで、自然が残っていていいところなのですけれども、玉村町から一歩子供たちが出れば、や はりそういう会話になってくるわけです。そういうときに、でも名物はそんなになくても、花火がす ごいから今度見に来てよというふうに子供たちが子供たちを誘って来てもらうように、そういうふう な宣伝効果というのもあるわけです。ですから、そのためにも子供たちに花火というものが記憶に残 るように、そしてまたできれば浴衣クイーンコンテストですとか、そういうものも一緒にくっつけて やっていったらいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか町長、何か企画を。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 私が玉村町の特徴とよく言われるのは、やはり玉村町は人間がすばらしいということでございます。花火はすばらしいか知らないけれども、本当は玉村町の人間は心優しくてすばらしいのだというのが私の売りでございまして、大変玉村町は今注目されております。多分備前島

議員さんも外へ出るとわかると思いますけれども、玉村町は注目されております。それだけに、我々もきちっとした生活をし、そして子供たちに誇りが持てるまちづくりをしていかなくてはいけないかなと思っております。

その中で、一つの道具としてたまむら花火、これをもっと今備前島議員さんが言われたとおり、最初にやるから一番初めに出てくるのではなくて、やはり群馬県でトップの花火大会であるということで一番先に出てくるというような形で、来年はデスティネーションでございますので、インターネットも利用してもっと人に来ていただきますけれども、今まではちょっと余り人が多過ぎたので、少し減らそうかなという気持ちもあったのですけれども、そんなので、多分余りインターネットを重要視しなかった面もあると思いますけれども、今後はもっともっと来年に向けて花火の宣伝をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 群馬県は観光名所も多くて、温泉も非常に多くあります。ただ、玉村町は残念ながらそうした温泉ですとか観光名所というもの、特にそういうものがないので、だから苦肉の策として何かということで、名物料理というものも特にはない、そういう中で、花火だったらば皆さんが見てくれるだろうということで、私もきょうそういうふうに提言をさせていただいたわけでありますから、ほかのものがあればほかのものでもいいのです。ただ、そういうものを何かPRしていかないと、玉村町というものがどこにあるか、何があるかというふうなとき、あっ、花火ねというふうにでも思ってもらえれば、またそこから人が呼べるのではないかなというふうに考えて、きょうは町長に申し上げた次第でございます。

真夏にふさわしい花火で締めくくれればいいかなと思いますので、これで終わりにいたします。 議長(宇津木治宣君) よろしいですか。

〔「終わりです」の声あり〕

〇散 会

議長(宇津木治宣君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。 これにて散会といたします。

なお、明日は、午前9時までに議場へご参集ください。ご苦労さまでした。

午後4時52分散会